

集合住宅 防災ハンドブック



はじめに



区民の皆様には、平素から安全安心で快適なまちの実現に向けた取り組みにご理解、ご協力いただき、心からお礼を申し上げます。

さて、平成30年6月大阪北部地震や令和元年10月台風19号をはじめとする、近年の災害においては、電気設備の被災によるエレベーターの停止や高層階で孤立する世帯の発生等、マンション特有の課題が浮き彫りとなりました。

区では、マンション管理組合等が防災資器材を購入するにあたり、経費の一部を補助する等、マンション防災対策の充実・強化(公助)に取り組んでおります。

一方で、震災や風水害等の災害から生命や財産を守るためには、居住者一人ひとりによる事前の備え(自助)や、マンション内で居住者同士が助け合う体制を築くこと(共助)が重要です。

今回のハンドブックの改定では、マンションの風水害対策やマンション自主防災組織の立ち上げ方法等について新たに掲載しました。

「平時から何を準備すればいいのか」、「発災時にどう行動すればいいのか」を考えるきっかけとして本ハンドブックを活用いただき、マンションの防災力向上にお役立ていただければ幸いです。

令和3年3月

台東区長

服部 征夫

- マンション防災計画を作成してみよう
- 災害時の情報収集
- マンション防災Q&A
- 被災者の声
- 台東区の防災対策 行政からの支援
- わが家の防災チェックリスト

地震編

もくじ

マンション居住者が守るべきルール

在宅避難のすすめ 2

事前の準備はどうすればいいの？

居住者の事前の準備

①家具転倒防止対策 3
 ②備蓄 4

地震が起きたら...

中高層マンションはこうなる

①初動期の対応 6
 ②家具転倒防止等自宅内の安全対策 6
 ③家族の安否確認 7
 ④災害情報の収集 7
 ⑤ライフライン(電気・ガス・水道など)の停止に備える 8
 ⑥隣近所の助け合い、外出先で地震にあったら... 9

自主防災組織があったら...

①マンション自主防災組織 初動期の対応 10
 ②マンション自主防災組織 2日目以降の対応 11

マンション自主防災組織の活動

①マンション自主防災組織を立ち上げよう 13
 ②全体としてやっておくべきこと 15
 ③本部の役割 17
 ④情報連絡班の役割 18
 ⑤防火安全班の役割 19
 ⑥救出救護班の役割 20
 ⑦避難誘導班の役割 21
 ⑧物資供給班の役割 22

マンション居住者が守るべきルール

在宅避難のすすめ

自宅に被害がなければ、避難所に行かずに自宅で生活を続ける

「在宅避難」が原則です。

マンションは、大地震でも倒れるおそれはほとんどありません。十分な準備をして自宅で生活できるようにしましょう。

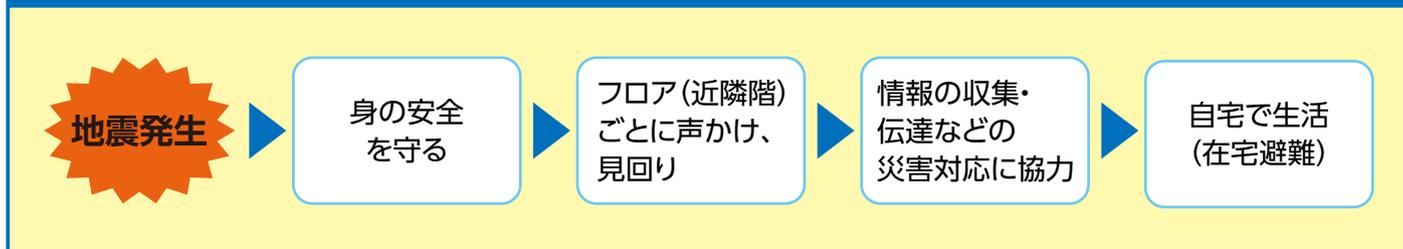
避難所は、災害で家が倒れたり焼けたりして住めなくなった人のための一時的な生活場所です。

避難所では、トイレ、プライバシー、健康管理や衛生面の問題があるため、自宅に住み続けられるのであれば、「在宅避難」をしてライフラインの復旧を待ちましょう。

そのため、室内を安全にし、飲料水や食料品、簡易トイレなどを備蓄しておくことが非常に重要です。

また、災害時にご近所の助け合いも重要です。特に同じフロアの人とは日頃からコミュニケーションをとり、災害時には安否確認や助け合いがすぐできるようにしておきましょう。

地震発生時におけるマンション居住者の避難の流れ



※戸建て住宅における避難の流れでは、第一に公園等の一時集合場所に集合するルールですが、マンションの場合は、エレベーターの停止に伴い移動が困難になることや、在宅避難がおおむね可能であることから、マンション内で避難行動を完結させることが可能です。

※災害時は地域町会等との連携が必要になります。マンションの代表者(役員等)は避難所等にいる町会役員に自分のマンションは在宅避難していることや安全であることを伝えましょう。

在宅避難できない場合は…

もし、被害にあって住めない場合や、延焼火災の危険がある場合は、それぞれ次の場所に避難します。※避難所、避難場所は防災地図で確認できます。

避難所	地震により住居が倒壊・焼失などの被害を受けた住民を受け入れ、宿泊、給食などの救援を行う学校、区民館等の建物。
避難場所	地震時に発生する延焼火災やその他の危険から身を守るために、一時的に避難する場所(上野公園一帯、隅田公園一帯、谷中墓地)。



事前の準備はどうすればいいの？

居住者の事前の準備

① 家具転倒防止対策

長周期地震動

- 長周期地震動は、ゆっくり繰り返す長い周期の揺れで、マグニチュードが大きい地震ほど振幅が大きくなる傾向があります。
- 高層ビルなどでは、十数秒の固有周期を有するため、大地震に伴って発生する長周期地震動によって大きな揺れを生じ、また上層階ほど揺れが大きい傾向です。
- 平成23年の東日本大震災では、長周期地震動により首都圏の高層ビルで大きな揺れが観測されました。



家具転倒防止対策をしないと…

家具の下敷きになってケガをするほか、室内が散乱して生活を続けられなくなります。東京消防庁によると、地震時にケガをした人のうち、3～5割の人が家具の転倒によるものとされています。

家具転倒防止対策は、①、②、③の順で重要です。

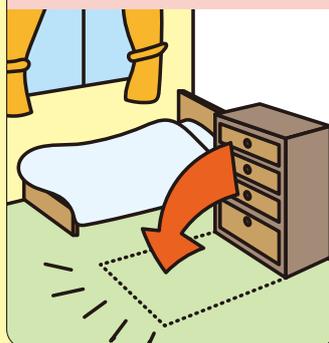
- ① 大型家具を減らす。リフォームの際に作り付けの家具にする。
- ② 背の低い家具にする。
- ③ 大型家具を置く場合は、寝室や子ども部屋、居間、窓のそばではなく、安全なスペースに配置をする。そのうえで、家具転倒防止器具で大型家具などを固定する。(固定方法は7ページを参照)

家具の配置の工夫 ※家具を減らせない場合

寝室、子供や高齢者がいる部屋には家具を置かないようにしましょう。



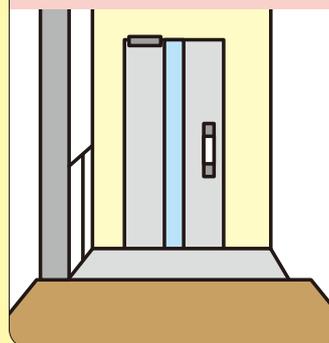
家具の転倒方向がベッドや窓にあたらないようにしましょう。



人の出入りが少ない部屋に家具をまとめておきましょう。



安全に避難できるように、出入り口や通路に家具を置かないようにしましょう。



② 備蓄

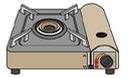
備蓄がないと…

大地震発生時には、物流が機能しなくなり、物資などの支援がすぐには来ないため、各家庭での飲料水や食料品等の備蓄が重要です。また、断水や排水管の損傷によりトイレの水を流せなくなる可能性があるため、簡易トイレがないと自宅での生活が難しくなります。

備蓄を考える目安は、

- ① 飲料水、食料品、簡易トイレを最低3日分(推奨1週間分)備蓄する。
- ② カセットコンロや携帯電話充電器など災害時に役立つものを用意する。

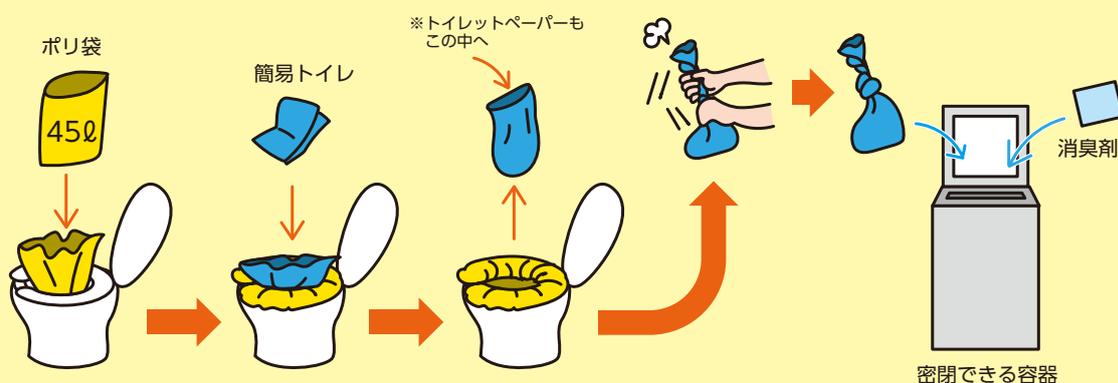
備蓄品リスト

品目		概要
特に重要	飲料水	人数×3リットル×3日分 (推奨1週間分)
	食料品	人数×3食×3日分 (推奨1週間分)
	簡易トイレ	人数×5回程度×3日分 (推奨1週間分)
懐中電灯		停電時に必須です。昼間でも内廊下や内階段は真っ暗です。
救急セット		ケガをした時の応急手当用です。
スリッパ		ガラス片が散乱したときに使います。
空きペットボトル、バケツ		給水が始まったら、水の運搬に使います。
ラジオ		停電してテレビやパソコンが使えなくなった場合の情報収集に使います。
携帯電話充電器		停電すると携帯電話の充電ができなくなります。
カセットコンロ		温かい食べ物やお湯を作るときに使います。
ウェットティッシュ、タオル		水が流せないときに、体を洗う代わりになります。
ドライシャンプー		水が流せないときに、シャンプーの代わりになります。
電池		備蓄品の中には電池が必要なものがあります。

※各家庭によって、必要なものは異なります。子供がいる家庭はオムツや粉ミルク、女性がいる家庭は生理用品など、各家庭に必要なものを考え、事前に準備しておきましょう。

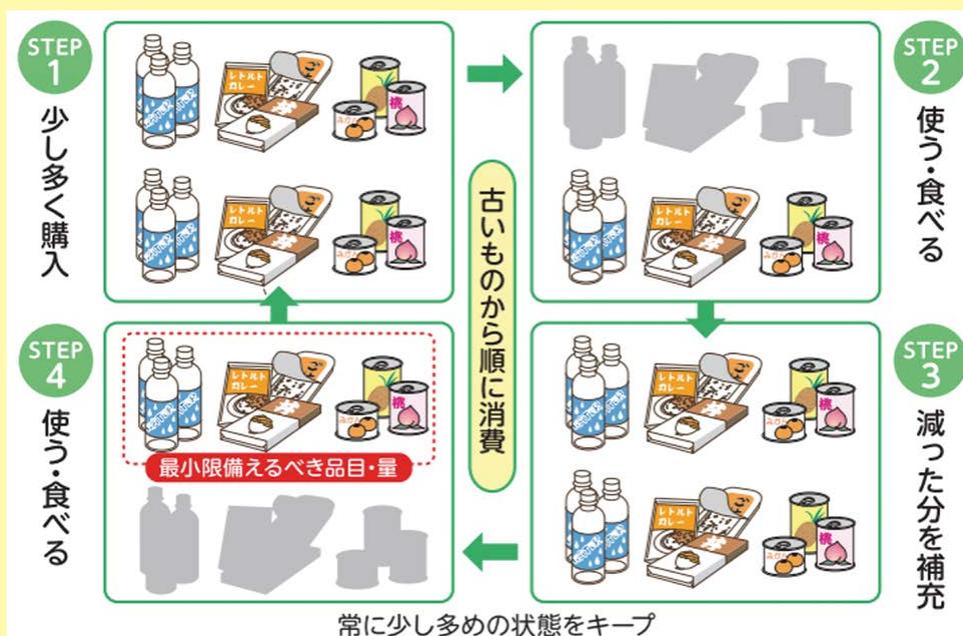
簡易トイレの準備は必須です

大地震の被災地では、トイレを我慢したり、トイレに行かなくて済むように水分を摂取しなかったりして体調を崩す人が後を絶ちません。また、大地震発生時、低層階での漏水防止のため、排水管の安全確認がとれるまではトイレなどの使用による排水を自粛することが必要です。通常どおりにトイレが使えない場合に備えて、簡易トイレの準備は必須です。



無理せず備蓄する方法～日常備蓄～

非常食だけではなく、日頃購入している食料品や生活必需品を買い置きして、古いものから順に消費し、減った分を補充するということを繰り返せば、3日以上以上の備蓄は十分に可能です。



イラスト出典 東京都「[日常備蓄]で災害に備えよう」

4日目以降の水・食料などはどうすればいいの？

4日目以降は、国等から、支援物資が区に届きます。これらの物資は、避難所等で配布する見込みです。マンション等の在宅避難者も物資を受け取ることができるので、避難所等まで物資を受け取りに行きましょう。避難所の運営は、町会が中心となっています。避難所単位の防災訓練に積極的に参加し、町会と顔の見える関係を築きましょう。

輸送物資

飲料水、食料、乳児用粉(液体)ミルク、大人/乳幼児おむつ、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品 等



地震が起きたら…

中高層マンションはこうなる

地震が起きたら中高層マンションはどんな被害があるのか、事前にシミュレーションして、地震発生時に適切に対応できるよう準備しましょう。



【想定条件】 4人家族
妻Aさん、夫Bさん(都内勤務の会社員)、
長男C君(高校2年生)、長女Dさん(中学2年生)
15階建マンションの10階に居住



① 初動期の対応

まずは身の安全を確保!

いつものように夕食の用意をしていたAさん。突然ドーンという縦揺れがきて立っていらなくなり、這うようにしてテーブルの下に避難しました。それから数10秒後、目が回るような横揺れが始まり、船酔いのような気分の悪さを覚えました。



揺れが収まったら…



ポイント

地震を感じたら、まず「身の安全」を確保しましょう。背の高い家具や窓ガラスから離れ、机の下などに入り、頭と目を保護します。揺れが収まったら火の確認と出入り口の確保をしましょう。玄関ドアが開かない場合はベランダなどから避難しましょう。
※ガスは震度5程度以上の揺れを感知すると自動的に停止します。

消火器の使用方法

1 安全栓を引き抜きます。



2 火元からある程度離れ、片手で消火器の底を持ち、ノズルを火元にむけます。



3 しっかり火元を狙い、レバーを力強く握り、薬剤を放出します。



4 消火を確認します。一度消えたと思っても発火する可能性があるため最後まで放出してください。



② 家具転倒防止等自宅内の安全対策

揺れが収まったので、家の中を確認すると、本棚は倒れ、食器類が棚から飛び出して割れていました。足元の割れた食器に気を付けて、部屋の状況を確認しました。



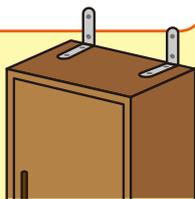
ポイント

新潟中越地震では、負傷者の約40%が家具等の転倒・移動・落下によるものでした。大きな家具やテレビ、パソコンなどは家具転倒防止器具を設置し、日頃から地震に備えましょう。

家具転倒防止器具等の設置

大型家具

「つっぱり棒」や「L字型器具」などを使用して、倒れないように固定しましょう。器具が設置できない場合は、家具の下に置く「転倒防止板」などを活用します。



転倒防止板

家具の正面下部に差し込む。
※家具を壁から3~5cm離し、上部を壁につけるようにして家具を傾け、下部の隙間にストッパーを入れて固定します。



テレビ・パソコン

「耐震シート」をテレビやパソコンのモニターの底に設置します。このほか、テレビの裏側と壁をチェーンや紐で固定したり、テレビボードやパソコンデスクにキャスターがある場合は、ストッパーをかけておくことも必要です。



食器棚・本棚

食器棚や本棚にガラス戸がある場合は、専用の飛散防止フィルムを貼りましょう。また、開き戸は留め具をつけることで、食器が飛び出すことを防止できます。



③ 家族の安否確認

長女Dさんは自室の机の下に隠れてケガはありませんでしたが、夫Bさんと長男C君とは携帯電話が通じず連絡が取れません。



ポイント

災害時には電話回線の規制が行われるため、繋がりにくくなります。家族との連絡方法として、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版などを利用しましょう。

代表的な安否確認ツールの紹介

41ページに記載

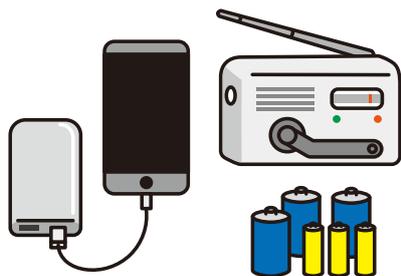
④ 災害情報の収集

テレビでニュースを見ようとしたのですが、停電していて点きません。携帯電話のワンセグ機能を思い出したので使いました。でも、バッテリーがいつまで持つか不安です。



ポイント

災害時の情報収集はとても重要です。停電に備えてラジオを用意しておきましょう。携帯電話も情報収集手段として有効です。手動の充電器もありますので、用意しておくといいでしょう。災害時は、デマに騙されないように「正しい情報」の収集を心がけましょう。



台東区等からの情報提供手段

42ページに記載

⑤ ライフライン(電気・ガス・水道など)の停止に備える

電気だけではなく、ガスや水道も止まっています。慌てて、水と食料を買いにスーパーに行こうと思ったら、エレベーターも停止しています。10階からどうやって移動すればいいのか不安になりました。



ポイント

災害時には、電気、ガス、水道などのライフラインが停止することがあります。エレベーターの停止により高層階で孤立する場合もあるので、ライフラインの停止を想定した備蓄をしておきましょう。



エレベーターが止まったら…

エレベーター内で地震が発生したら

- 行先階のボタンをすべて押しましょう。
- 閉じ込められたら「非常電話」のボタンを押しましょう。
- 地震を感知する装置が設置されているエレベーターは、最寄りの階で自動的に停止します。むやみに行動せず、救助が来るのを待ちましょう。



エレベーターが動いていても

- 余震で止まることがあります。災害時にはエレベーターを使わないようにしましょう。

電気が止まったら…

停電になったら、家電製品のコンセントプラグを抜くか、ブレーカーを落としましょう。通電したときに火災が発生する可能性があります。震度5強相当以上の揺れを感知した場合に、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止める器具(感震ブレーカー)の設置をお勧めします。区では、感震ブレーカー設置を支援しています。詳しくは、47ページをご覧ください。



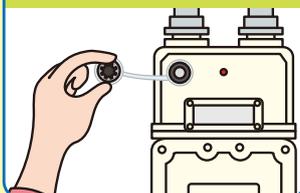
ガスが止まったら… (マイコンメーターを確認しよう)

ガスは、震度5程度以上の揺れを感知すると、安全装置が作動して、自動的に停止します。復帰操作は自分で簡単にできますので、慌てずに確認してください。

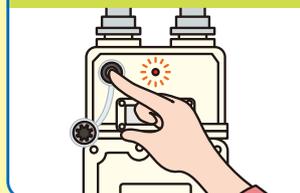
1 すべてのガス器具を止める。屋外の器具も忘れずに。メーターの元栓は閉めない。



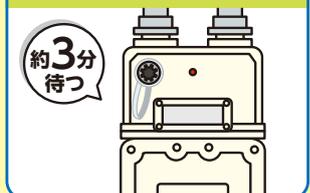
2 復帰ボタンのキャップを外す。
※キャップがないタイプもあります。



3 復帰ボタンを奥までしっかり押し、ゆっくり手を離す。(赤ランプが再び点滅します)(キャップをもとに戻す)



4 約3分待つ。(この間にマイコンが安全を確認。)赤ランプの点滅が消えるとガスを使えます。



※ガス臭いときや、正常に復帰しないときには、ガス会社へ連絡してください。

水道が止まったら… (トイレの使用は確認してから!)

水道が止まると、トイレの使用ができなくなりますので、簡易トイレを備えておきましょう。ただし、水道が使えたとしても排水管の安全確認ができるまでは排水を自粛しましょう。
浴槽に水をはっておくと、非常時の生活用水として活用できます。



⑥ 隣近所の助け合い

隣に高齢の夫婦が住んでいることを思い出し、ドアを叩いて声をかけると、返事がありました。隣人も通路に出てきたので、手分けして同じ階の人の安否を確認しました。

お二人とも大丈夫ですか？

ありがとう 大丈夫です



ポイント

災害時には、隣近所との助け合いがとても大切です。いざというときにお互い助け合えるよう、日頃から顔の見える関係を築きましょう。



あら、お帰りなさい

おや、いつてらっしゃい

外出先で地震にあったら…

Aさんのもとへ携帯電話のメールが届きました。長男C君と夫Bさんからでした。電車が止まっているのでC君は学校に泊まるようです。Bさんは、帰宅困難者対策として事業所に留まるようです。

鉄道は全線不通 再開の見込みは…

道路は 交通規制が…



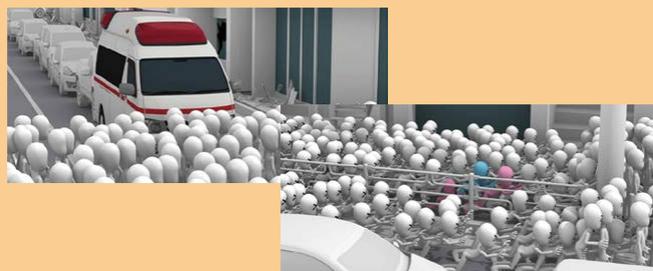
ポイント

災害時に帰宅できないことを念頭に、家族との連絡体制を確保しておきましょう。東京都では帰宅困難者対策として、災害発生時はむやみに移動せず、安全な場所に留まることを努力義務としています。



大量の帰宅困難者が一斉に帰ってしまうと…

- 道路や歩道が多くの人で埋まり、警察・消防・自衛隊などの車両が現場に到着できず、消火・救命・救助活動ができません。
- 徒歩帰宅中に群衆雪崩や余震等で二次被害に遭う可能性があります。



イラスト出典 東京都「大地震、災害時はあなたのために、帰らない」

人命救助の**デッドライン**は**72時間**です。

家族や友人の命を守るためにも、72時間はむやみに移動せず、安全な場所に留まってください。

自主防災組織があったら・・・

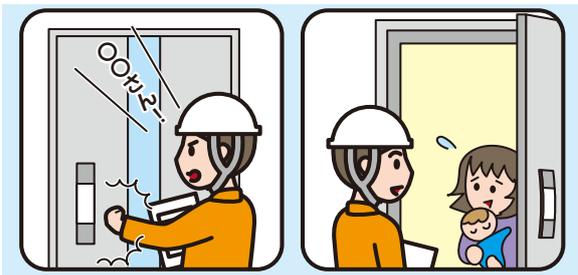
もし、Aさんのマンションに自主防災組織があったら・・・。
ここでは、自主防災組織の活動の一例をご紹介します。

① マンション自主防災組織 初動期の対応

1 まず、身の安全と家族の安全を確保してから、**災害対策本部***を立ち上げるため、本部要員があらかじめ決めた会議室などに集まり活動を開始しました。



2 各階の出火や建物被害の状況、けが人がいないか等を各階**フロア担当者***が協力して確認しました。事前に配布してある**安否確認票***をドアに貼るよう指示が出ました。



3 15階でけが人が1名発生。幸い歩くことができたので、救出救護班の人が付き添い、1階まで降りし、近くの**医療救護所***へ搬送しました。

*災害対策本部

災害時には、各班に対する指示や全体の被害情報などをまとめ、防災関係機関や設備事業者などに対し、情報収集や要請を行います。

*フロア担当者

特に高層マンションでは、各階またはいくつかのブロックに分けて、担当者を決めておくのが良いでしょう。フロア担当者は、居住者をまとめるとともに、災害時は各班と協力して活動します。

*安否確認票

災害時に、玄関扉などに貼りだすことで、居住者の安否や状況を自主防災組織に伝えるものです。マンションの状況に合わせて内容を決め、平常時に配布しておくのが便利です。

安 否 確 認 票				
棟	階	戸室	氏名	家族の人数
			()人	家族の安否確認中
家族全員の安否	家族にけが人がいます()人	家族の安否確認済		会社 学校 外出
避難している場所	避難先			
()	避難先			
避難できなかった場合	理由			
()	住所			
□の枠の中に入れてください		その他の記入をお願いします		
<input type="checkbox"/> 高齢者がいるので安全な場所に避難できない <input type="checkbox"/> 病人在るため避難できない <input type="checkbox"/> 水・食料が不足している <input type="checkbox"/> 情報がなくて、正しい情報を知りたい				



***医療救護所** 災害時に軽症のけが等を治療するために設置される救護所。

発災～6時間

6時間～72時間

72時間以降

緊急医療救護所

- 永寿総合病院前
- 浅草寺病院前
- 浅草病院前
- 台東病院前

避難所医療救護所

- ※近隣に病院がない地域
- 谷中小学校
- 蔵前小学校

避難所医療救護所

平成小学校、東上野区民館、忍岡小学校、根岸小学校、東泉小学校、台東育英小学校、田原小学校、千束小学校、石浜小学校

4 マンション独自の災害時要配慮者名簿*に記載されている人の安否確認が終わり、本部に報告。上層階の方で不安な方がいることを伝え、1階集会室を避難スペースとして開設し、避難せることを決定しました。



5 本部では、その後もインターネットやテレビ、ラジオなどの情報、建物の被害情報が集まっています。排水管の安全確認ができないためトイレを使わないこと、安否確認票の貼りだしなどを指示しました。

***マンション独自の災害時要配慮者名簿**

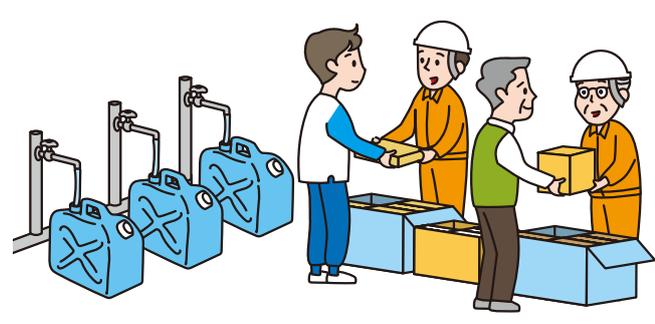
災害時要配慮者カードを作成し、それを基に名簿を備えておくと、災害時に安否確認や救出救護活動などをスムーズに行えます。

災害時要配慮者カード			
氏名	男・女 (年 月 日生)	使用している医療器具等 器具等の名称 ()	有 ・ 無
住所	非常の場合の連絡先		
電話・FAX	氏名		
携帯電話	住所		
血液型	R h + ・ -	電話	F A X
階段の上り下り	可 ・ 不可	携帯	
屋外の移動	可 ・ 不可	かかりつけの医療機関	
会話の不安	可 ・ 不可	病院名	
現在受けている医療処置	有 ・ 無	住所	
		電話	



2 マンション自主防災組織 2日目以降の対応

1 受水槽*からの水の補給と備蓄した食料品を物資供給班が配布開始。自主的に備蓄していた人と公平になるようあらかじめルールを定めてありました。

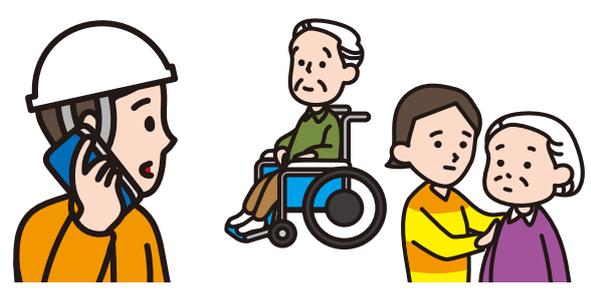


***受水槽**

災害時、受水槽に溜まった水を確保しておくことができます。(地震を感知して自動的に給水を止めるものもあります。)水道水なので、飲料水として使用できます。

2 居住者カード*を確認したところ、介護従事者がいたため、介護が必要な人の介護をお願いします。

介護が必要な人がいます



***居住者カード**

災害発生時の安否確認や救出救護活動をスムーズに行うために、居住者の世帯人数や職業等を把握しておきましょう。ただし、居住者名簿は個人情報であるため、プライバシーに配慮した取扱のルールを定めておきましょう。

居住者カード					
世帯主氏名	部屋番号	部屋の用途	住居	事務所等	
職業	電話番号	携帯電話			
世帯員の氏名	職業	続柄	血液型	日中連絡が取れる電話番号	
緊急連絡先	氏名	電話番号			
その他(健康上の問題など、知らせておきたいことを記入してください。)					

3 ライフラインが復旧しないため、実家や親戚の家に避難する人も出てきました。避難する人は安否確認票に書き込むとともに、災害対策本部に連絡先を届けていきます。避難するときはブレーカーを落とすなど、災害対策本部から注意事項を伝えます。

こちらに書き込んでください

ブレーカーを忘れずに落としてください

実家に避難します



4 ごみ処理・汚物処理*が問題になってきました。電気が止まったため、冷蔵庫の食品も腐っています。本部からは、自宅であるべく保管するよう指示が出ています。一部、衛生的に自宅に置くことができないものは、決められたところへ集積することとなっています。

*ごみ処理・汚物処理

災害時は、道路事情などによりごみ収集ができなくなることが想定されます。収集再開までは自宅で保管することが原則ですが、発生したごみの処理についてあらかじめ決めておくことも必要です。



あふれてしまう



5 電気が復旧しました。エレベーターも安全点検の日程が決まり、復旧のめどがつかしました。少しずつ日常を取り戻しつつあります。



自主防災組織があれば...

中高層マンションの中には、防災センターが管理会社によって運営され、常駐する警備員がいる場合があります。しかし、災害時には、けが人対応やエレベーターの閉じ込め、住民からの問い合わせに追われ、各戸の状況を把握し、すべてに対応することは困難だと想定されます。このような時のために、自主防災組織を結成し、住民が相互に力を出し合い、助け合う体制を作りましょう。



マンション自主防災組織の活動

① マンション自主防災組織を立ち上げよう

ここでは、分譲マンションを例にとって、説明します。

防災問題は、建物の維持管理を目的とする管理組合(理事会)が積極的に防災組織づくりを先導し、取り組むべき重要事項です。自主防災組織の活動には居住者の理解と協力が必要であり、書類印刷などの費用も発生することから、正式な組織として理事会の専門組織に位置付けましょう。

また、防火管理者が選任されているマンションにおいては、防火管理者と連携しながら自主防災組織を立ち上げることが望ましいです。

自主防災組織立ち上げまでのイメージ

1

マンション管理規約「管理組合の業務」の中に、防災に関する業務が含まれていることを確認する。
(マンション標準管理規約第32条第12項)



2

理事に防災に関する専門委員会の設置を要求する。
※通常、管理組合に専門委員会を設置するには、マンション標準管理規約第55条(専門委員会の設置)を準用して理事会の承認を取ります。



3

理事会で防災に関する専門委員会の設置を議決する。
(マンション標準管理規約第55条第1項)



4

専門委員会で自主防災組織の編成と活動案、年間予算を検討する。
(マンション標準管理規約第55条第1項)



5

専門委員会で検討した結果を理事会に具申する。
(マンション標準管理規約第55条第2項)

専門委員会

自主防災組織
検討結果

6

理事会で自主防災組織について決議する。
(マンション標準管理規約第54条第4項)

決議

7

自主防災組織の活動の年間予算と活動計画を理事会に提出し、総会の承認を受ける。
(マンション標準管理規約第58条)
※予算を伴わない活動を妨げるものではありません。

自主防災組織の活動に係る
経費収支予定(案)

支出の内訳	予算額(円)	備考
三島消防(サブ)	135,000	④4,500 × 30
ヘルメット	60,000	②2,000 × 30
ヘルメット	45,000	①1,500 × 30
ヘルメット	15,000	③1,000 × 15
ヘルメット	15,000	③1,000 × 15
ヘルメット	2,700,000	④4,500 × 100
ヘルメット	60,000	②2,000 × 30
ヘルメット	24,000	③1,000(50枚入) × 4
ヘルメット	15,000	①1,000 × 5
ヘルメット	15,000	①1,000 × 5

承認

8 いよいよ活動スタート ※組合をあげての防災活動を行うときは、その都度理事会の協力を求めて実施します。

自主防災組織の活動案	4~6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 総会の開催 ● 年間活動計画の作成 ● 広報誌の発行 ● 初期消火訓練(目的別訓練) ● 非常階段の点検 ● 防災資器材の一斉点検
	7~9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要配慮者の避難方法等の打ち合わせ ● 防災訓練(自主防災組織全体訓練) ● 消火訓練・避難誘導訓練・救出救護訓練・情報訓練 ● 地域のお祭りに参加
	10月~12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌の発行 ● 炊き出し訓練(目的別訓練) ● 火の用心の呼びかけ
	1月~3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 座談会の開催 ● 防災資器材の一斉点検

※防災活動は、長期的な計画に従って防災知識、防災訓練、防災資器材を毎年少しずつ積み重ねるように努めましょう。

9

自主防災組織の活動の収支報告と活動結果を理事会に提出し、総会の承認を受ける。
(マンション標準管理規約第59条)

自主防災組織の活動に係る
経費収支報告(案)

支出の内訳	予算額(円)	備考
三島消防(サブ)	135,000	④4,500 × 30
ヘルメット	60,000	②2,000 × 30
ヘルメット	45,000	①1,500 × 30
ヘルメット	15,000	③1,000 × 15
ヘルメット	15,000	③1,000 × 15
ヘルメット	2,700,000	④4,500 × 100
ヘルメット	60,000	②2,000 × 30
ヘルメット	24,000	③1,000(50枚入) × 4
ヘルメット	15,000	①1,000 × 5
ヘルメット	15,000	①1,000 × 5

承認

② 全体としてやっておくべきこと

本部や各班には様々な役割があります。それぞれの役割を確認する前に、マンション全体としてやっておくべきことを確認しましょう。



設備点検の実施

消火設備・受水槽・非常用発電機など防災に関する設備の状況を確認します。防災訓練時に居住者全員で確認したり、操作マニュアルを居住者間で共有しましょう。

居住者カード・マンション独自の災害時要配慮者名簿の作成

- フロア担当がいる場合はフロア担当者を通じて居住者カードを集め、それをもとにマンション全体の居住者名簿を作成します。安否確認がしやすいように、階ごとに分けておきましょう。
- 要配慮者については、災害時要配慮者カードを作成するなど情報を把握し、マンション独自の災害時要配慮者名簿を作成します。
- 居住者カード等の保管および使用ルールを決定します。※調査時に保管方法や使用用途を居住者に説明しておきましょう。

⚠️ 個人情報の取り扱いには十分注意しましょう!

保管に当たっては

- 防災センターや管理人室など管理の行き届くスペースに保管する。
- 鍵のかかる金庫に入れて保管する。
- 担当者が責任をもって鍵を保管する。

使用に当たっては

- 災害が発生して本部が立ち上がり、安否確認を実施するときに主に使用する。
- 職業欄を確認し、医療従事者には災害時に救護活動を要請する。

居住者カード				
世帯主氏名	部屋番号	部屋の用途	住居 事務所等	
職業	電話番号	携帯電話		
世帯員の氏名	職業	続柄	血液型	日中連絡が取れる電話番号
緊急連絡先	氏名	電話番号		
その他(健康上の問題など、知らせておきたいことを記入してください。)				

災害時要配慮者カード	
氏名	男・女
(年 月 日生)	使用している医療器具等 有 ・ 無
住所	器具等の名称 ()
非常の場合の連絡先	
電話・FAX	氏名
携帯電話	住所
血液型 Rh+ ・ -	電話 FAX
階段の上り下り 可 ・ 不可	携帯
屋外の移動 可 ・ 不可	かかりつけの医療機関
会話の不安 可 ・ 不可	病院名
現在受けている医療処置 有 ・ 無	住所
	電話

関係機関の連絡先一覧の作成

マンションの各種設備を管理・点検している会社や、防災関係機関の連絡先を確認し、連絡先一覧を作成します。平常時と緊急時で連絡先が違う場合があるので注意しましょう。

各階図面の確認

マンションの各階の状況を確認します。各階の平面図などがあると良いでしょう。災害時に有効活用できる部屋やスペース、避難経路、消火器や消火栓などを確認します。

防災倉庫の設置・維持管理

- マンション内又は敷地内に防災倉庫を確保し、各班と相談しながら必要な資器材や物品を備蓄しましょう。また、定期的に倉庫内の点検を行い、必要に応じて資器材等の更新を行いましょ。備蓄物資一覧表や備蓄物資配置図などを作成し、扉の内側に貼っておくと管理しやすいです。
- 防災倉庫は、水害による浸水の被害を受けない上層階に設置することをおすすめします。
- 3フロア程度ごとに防災倉庫を設置すれば、物資運搬の負担が軽減されます。

災害時行動マニュアルの作成

- 災害時行動マニュアルを班ごとに作成します。全体として整合性が取れるようにしましょう。
- 災害発生時に、本部及び各班の活動に従事する参集要員を決めます。平日・夜間・休日など、時間帯等によって参集人員等に差が出ないように設定しましょう。他にも、参集基準(震度5弱以上で参集など)や参集場所、本部設置場所などを決めます。参集要員が参集できるほどの広さがあるところを参集場所としましょう。

新型コロナウイルスなどの感染症対策

- 新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐため、どのような対応がとれるのかについて、事前に話し合いをしておくことが望まれます。
- 新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐためには、手指消毒、咳エチケットに加え、「3つの密(密閉、密集、密接)」を避けることが大切です。
- 災害対策本部を会議室などの室内に設置する際は、換気をよくし、また、人が密に集まらないよう注意しましょう。
- 出入口のドアノブや施設の共用部分のこまめな消毒を行いましょ。消毒用エタノール以外にも、希釈した次亜塩素酸ナトリウムも使用できます。
- 手指消毒液や次亜塩素酸ナトリウムなどの感染症対策用品を備蓄しておくといいでしょう。
- 居住者に対して、「こまめな手指消毒」「咳エチケット」などの感染予防対策を徹底するように周知しましょ。
- 物資を配る際は、人が押し寄せて密になりやすいので、フロアごとに配る等のルールを定めておきましょ。



③ 本部の役割

平常時の活動

いざという時に備えて、平常時から対策をとっておきましょう。
日頃からの備えが、災害時に大きな力を発揮します。

防災意識の啓発

掲示板や回覧板を利用して、防災意識の啓発や、防災関係機関からの広報を周知します。各家庭での備蓄や、家具転倒防止器具の設置など、災害に対する自助の備えを促します。



防災訓練の実施

防災訓練を実施します。訓練にあたっては、各班と調整して内容を検討します。また、地域の訓練にも積極的に参加しましょう。

発災時～1日目の活動

地震が発生したらまず第一に自分の身や家族の安全を確認します。安全が確認できたら、班ごとに初期消火や救出救護などの初期行動をとります。

参集・本部立ち上げ

地震が発生したら、本部員は所定の場所に参集し、本部を立ち上げます。また、各班の班員が参集しているか確認し、参集していない班員がいれば他の人が代理となります。



居住者名簿等の提供

居住者名簿とマンション独自の災害時要配慮者名簿を救出救護班や避難誘導班に提供します。

情報の集約・活動の指示

情報連絡班を通じて、各階の被害情報及び各班の活動状況の報告を受けます。避難指示やマンション内外の初期消火・救護活動の支援などを指示します。また、各班の活動に対する指示や設備の使用等について決定します。
(例:簡易トイレの使用、安否確認票の掲示)

関係機関への連絡

必要に応じて、防災関係機関等へ救助・応援要請や被害状況の報告を行います。

3日目までの活動

電気・ガス・水道などのライフラインが停止し、エレベーターやトイレなど、普段使っていた各種設備が使用できなくなることが予想されます。

被害状況の集約

引き続きマンション内外の被害状況等の情報を集約し、必要に応じて情報提供を行います。

関係機関への連絡

ある程度落ち着いたら、マンション内の各種設備の使用の可否を調査し、必要に応じて管理会社・点検会社に修繕・点検を依頼します。

その他本部指示

余震への備えや防火、ゴミ排出ルールなどを本部指示として周知しましょう。

4日目以降(復旧期)

ライフラインが徐々に復旧しはじめ、外部から様々な支援も行われる時期です。

設備復旧の説明

各種設備の被害状況・復旧スケジュールについて、居住者に説明・周知します。併せて、使用できない設備に代わる方法・手段を案内します。

体制規模の拡縮

必要に応じて、各班の体制の拡大・縮小・閉鎖を指示します。

④ 情報連絡班の役割

平常時の活動	
情報伝達経路の確認	各戸の安否情報や出火情報、建物被害情報などの提供される情報をまとめる担当者(集計担当)を決めておきます。また、集約された情報を本部や各戸に報告・周知する担当者(情報伝達担当)を各階またはいくつかのブロックごとに決めておきます。
防災訓練の実施	防災訓練を実施し、情報の伝達訓練を行います。情報伝達経路の確認を行うことが大切です。トランシーバーなどの情報伝達機材を準備しておくといいでしょう。

発災時～1日目の活動	
資器材の配備	情報伝達機材を必要とする要員に配備します。トランシーバーを配備する際は、だれがどの番号を持っているか確認します。機材の動作確認についても同時に行います。
情報収集手段の確認	電話やテレビ、ラジオ、インターネットなどの情報収集手段について使用の可否を確認します。
情報の収集・伝達	救出救助班や防火安全班から提供される各戸の安否情報や出火情報等の情報を収集し、集計担当に伝達します。集計担当は情報を種別ごとに集計した後、情報伝達担当に報告します。また、本部から指示があれば情報伝達担当が各戸に周知します。 【情報種別】 ①安否(けが人、不明者など) ②出火・鎮火 ③設備(故障、停電による停止など) ④建物被害など

3日目までの活動	
安否確認の継続	安否不明な居住者について、引き続き確認し、本部に報告します。居住者名簿等を利用して、できる限り連絡を取りましょう。
情報の収集・伝達	周辺地域の被害状況やライフラインの復旧情報を収集し、本部に報告します。
被害の報告、支援など要請	マンションの被害状況や、それに伴う支援の必要性などを本部に報告します。

4日目以降の活動(復旧期)	
情報の収集・伝達	引き続き安否情報や被害情報などの情報種別ごとに集計・整理し、本部に報告します。本部からの伝達事項を居住者に周知します。
正しい情報の提供	ラジオなどから正しい情報を入手し、居住者に周知します。同時に、デマに対する注意を呼びかけましょう。

こんな資器材を用意しておきましょう



トランシーバー
建物内の情報伝達に使用します。必要数を確保しましょう。



拡声器
各フロアで情報を伝えるのに役立ちます。また、避難誘導や犯罪の見回りなど、他班が実施する活動にも有効です。



携帯ラジオ
情報収集に必要です。予備の電池は必ず用意しましょう。



ホワイトボード
居住者への情報提供に使用します。



模造紙・筆記用具
各種情報を記録するのに使用します。

⑤ 防火安全班の役割

平常時の活動

消火設備の確認	各階に設置してある消火器や消火栓などの消火設備の設置場所を確認します。併せて、使用方法についても確認します。
防火・防犯の呼びかけ	居住者に対して防火・防犯の呼びかけをします。
防災訓練の実施	実際に消火器を使用した訓練等を実施します。

発災時～1日目の活動

初期消火	各部屋の出火状況を確認し、出火している部屋があれば大声で周囲に知らせ、初期消火を行います。もしも火が天井まで達していたら、初期消火は不可能と判断し、居住者をマンション外へ避難させ、本部を通じて消防署に通報します。
出火状況の伝達	出火状況を情報連絡班に伝達し、必要に応じて応援を要請します。火災の発生がない場合、または鎮火した場合は、他班の応援に加わります。
建物の被害状況確認	建物の被害状況を確認し、情報連絡班に報告します。また、危険箇所に表示をし、立ち入り制限をします。 【建物のチェックポイント】 建物：外壁・内壁にヒビ、崩落、ガラスの飛散、蛍光灯の落下など 設備：エレベーターの停止、給水管の破損による断水など

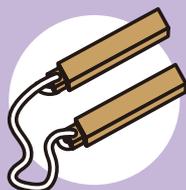
3日目までの活動

防火の見回り	各戸でカセットコンロやろうそくを使用しようとしていることがあるので、火気使用の注意を呼びかけます。
防犯の見回り	マンション内を定期的に巡回します。見慣れない人がいれば声をかけます。

4日目以降の活動(復旧期)

防火・防犯の見回り	引き続き防火・防犯の見回りを行います。被災地の外からさまざまな人たちが来ることが予想されるので、積極的に声かけなどをします。
家具転倒の引き起こし	入居者の要望に基づき転倒した家具の引き起こしを行います。入室の際は居住者のプライバシーに配慮し、むやみにほかの部屋に立ち入らないようにしましょう。

こんな資器材を用意しておきましょう



拍子木

見回りをする際に便利です。



三角バケツ

消火用の三角バケツを各階に設置しておくことも必要です。



ジャッキ

家具の引き起こしに使用します。



消火器

火元を発見した際に、すぐ消せるように見回り時に一緒に持ち歩きましょう。



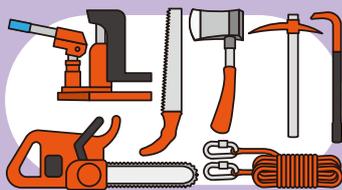
警笛

遠くにいる人へ合図を送る際に便利です。

⑥ 救出救護班の役割

平常時の活動	
安否確認票の配布	災害時に使用する「安否確認票」を作成し、各戸に配布します。配布する際には使用方法(扉に貼り付けるなど)についても説明します。
エレベーター対策	エレベーターに閉じ込められてしまった場合に備えて、エレベーター内に水や食料、簡易トイレなどの防災用品を収納したキャビネットを備蓄します。
防災訓練の実施	救出救護訓練を実施します。パールなどの救出機材や三角巾の使用方法を学びます。
発災時～1日目の活動	
安否確認の実施	各戸の安否確認票を確認し、情報連絡班に報告します。安否確認票が貼り付けられていなければ、玄関扉を叩いて直接安否を確認します。
救出救護活動	家具の下敷きになっている人やけがをした人を発見したら、直ちに救出救護活動に当たります。重傷者や中等傷者については、避難誘導班に引き継ぎ、災害拠点病院等に搬送します。軽症者については、応急手当てを行い、定期的に見守ります。また、必要に応じて医療救護所に搬送しましょう。 居住者の中に医療従事者がいれば協力を要請します。 軽症者の応急手当てを行う医療救護スペースを事前に決めておくといいでしょう。
近隣地域への協力	マンション内の救出救護に一定のめどが付いたら、近隣地域の救出救護に当たります。消防署等防災関係機関の活動にも協力します。
3日目までの活動	
軽症者の見守り	定期的な軽症者の様子を確認します。容態が急変することもあるので状況に応じて医療救護所等に搬送しましょう。
4日目以降の活動(復旧期)	
物資運搬の支援	高層階の居住者等の要望に基づき、物資の運搬を手伝います。

こんな資器材を用意しておきましょう



救出用セット

ジャッキ、のこぎり、おの、つるはし、パール、チェーンソー、救命ロープなど



救急用セット

包帯、三角巾、消毒薬、ガーゼ、はさみなど



懐中電灯

予備の電池も準備しましょう



エレベーター用キャビネット

水、食料、簡易トイレ、懐中電灯、ラジオ、防寒具などを収納したキャビネットをエレベーター内に設置しましょう。

⑦ 避難誘導班の役割

平常時の活動

<p>避難誘導方法の確認</p>	<p>避難誘導方法及び避難経路を確認します。避難経路となる通路に障害物がないか確認し、あれば撤去します。また、最寄りの医療救護所や、マンションに住めなくなった際に避難する避難所、延焼火災が発生した場合に避難する避難場所を事前に確認します。避難所や避難場所の位置は、「台東区防災地図」で確認できます。</p>	
<p>一時避難スペースの確保</p>	<p>地震が発生してエレベーターが停止した場合に、高層階居住者が一時的に身を寄せることができる一時避難スペースをマンション内に確保します。利用ルールも策定しておきます。</p>	
<p>防災訓練の実施</p>	<p>避難誘導訓練を企画・実施します。特に高層階から要配慮者を担架などで搬送する方法を習得します。</p>	

発災時～1日目の活動

<p>避難誘導</p>	<p>延焼火災の発生等による避難情報が発令された場合、事前に決めておいた避難経路を通して避難誘導します。避難の際には居住者名簿を活用し、避難者を把握します。目的到着後に再度避難者を確認します。</p>
<p>一時避難スペースの設置</p>	<p>高層階居住者が一時的に身を寄せることができる一時避難スペースを設けます。可能であれば、高齢者のために簡易ベッドなどを準備しておくといいでしょう。</p>
<p>負傷者の搬送</p>	<p>救出救護班の指示により重傷者や中等傷者を災害拠点病院に搬送します。また、救出救護班の指示により軽症者を医療救護所に搬送します。引き渡しの際には負傷者の身元や緊急連絡先、こちらの連絡先を伝えます。</p>

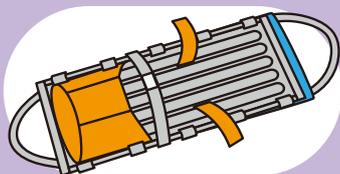
3日目までの活動

<p>一時避難スペースの維持管理</p>	<p>引き続き、一時避難スペースの運営を行います。</p>
-----------------------------	-------------------------------

4日目以降の活動(復旧期)

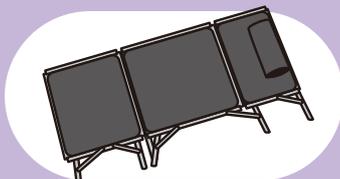
<p>一時避難スペースの閉鎖</p>	<p>状況に応じて、一時避難スペースを徐々に縮小し、閉鎖します。</p>
---------------------------	--------------------------------------

こんな資器材を用意しておきましょう



担架

階段の上り下りができる担架が良いでしょう。最近では階段でも人の搬送が可能な機材があります。



簡易ベッド

一時避難スペース用です。



拡声器

避難誘導時に使います。



懐中電灯等

暗い場所を照らすのに使います。

⑧ 物資供給班の役割

平常時の活動

非常食等の備蓄	各家庭での備蓄が原則ですが、もしもの時に備えてマンション全体で飲料水や非常食を備蓄しておきます。居住者の年代に合わせて品目を変えると良いでしょう(高齢者のためのおかゆ、乳幼児のための粉ミルクやベビーフードなど)。また、調理に必要な資器材も備蓄します。自主的に備蓄していた人と公平になるように配分ルールを定めておく良いでしょう。	
ごみ集積場所の確保	災害時に排出されるごみの集積場所を確保し、災害時のごみの排出ルールを定めます。災害時には、できるだけ各戸でごみを保管してもらうようにしましょう。	
応急給水所の確認	応急給水所の場所と経路を確認します。台東区内の応急給水所(貯水槽、給水槽、深井戸)は「台東区防災地図」で確認することができます。マンションに受水槽がある場合には、非常時の利用方法について確認しておきましょう。	
防災訓練の実施	炊き出し訓練や仮設トイレの組み立て訓練を実施し、資器材の使用方法を習得しましょう。	

発災時～1日目の活動

応急給水所の確認	応急給水所で飲料水の提供を受けることができるか確認します。ポリタンクや運搬用のリヤカーなどを用意して水の提供を受けましょう。また、受水槽からの供給も行います。
仮設トイレ	組み立て式の仮設トイレを設置します。マナーを守って清潔に使用するよう周知します。

3日目までの活動

飲料水や食料等の配分	備蓄しておいた飲料水・食料を配分ルールに従って公平に配ります。また、応急給水所より供給を受けた飲料水も各戸に配分します。
ごみ集積場所の開設	ごみ集積場所を開設します。不衛生にならないように注意しましょう。ただし、できるだけ各戸でごみを保管してもらうよう周知します。

4日目以降の活動(復旧期)

ごみ集積場所の維持管理	引き続き居住者に対して、各戸でのごみの保管を呼びかけるとともに、ごみ集積場所の維持管理も行います。
支援物資の受け入れ準備	支援物資の受入場所の確保や、配布対象人員数の確認など、受け入れ準備を行います。

こんな資器材を用意しておきましょう

 <p>飲料水・非常食 保存期限をそろえておくとう更新しやすいでしょう。</p>	 <p>災害用炊き出しセット 大型釜、バーナー、発電機など</p>	 <p>ポリタンク 飲料水の供給を受ける際に使用します。</p>	 <p>リヤカー 物資の運搬に使用します。折りたたみ式が格納しやすいでしょう。</p>	 <p>組み立て式仮設トイレ 防災訓練時に組み立てを練習しましょう。</p>
--	---	--	--	--

- マンション防災計画を作成してみよう
- 災害時の情報収集
- マンション防災Q&A
- 被災者の声
- 台東区の防災対策 行政からの支援
- わが家の防災チェックリスト

風水害編

もくじ

居住者の日頃の備え

- ①ハザードマップの確認 24
- ②避難方法の確認 24
- ③避難行動の確認 25
- ④風水害時の避難場所の確認 26
- ⑤備蓄品の用意 27

避難をするときは

- ①避難情報(避難を促す情報)〈台東区が地域を指定して発令〉 27
- ②防災気象情報(天候や河川の情報)〈気象庁等が発令〉 28
- ③避難時の心得 28
- ④家庭内の浸水対策 29

自主防災組織の日頃の備え

- ①風水害対策用資器材の準備 30
- ②マンション内のルール作り 30
- ③風水害対応訓練の実施 30

個人や自主防災組織として「いつ」「何をするか」を整理しよう

- マイ・タイムラインの作成 31

居住者の日頃の備え

① ハザードマップの確認

ハザードマップは、自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したものをいいます。活用場面として、災害発生前の事前学習をしていただくこと、災害時に緊急に確認していただくことを目的に作成しています。

確認できること

- 自宅や身近な場所が、被害が想定されている区域かどうか。また、被害がどれくらい続くのか、確認できます。
- 避難方法の検討ができます。地域や家族構成などによって、安全な避難の方法は異なります。
- 避難先と、そこまでの安全な避難経路が確認できます。



台東区水害
ハザードマップ
※令和3年度改訂予定



台東区荒川水害
ハザードマップ



台東区神田川水害
ハザードマップ



台東区高潮水害
ハザードマップ



台東区土砂災害
ハザードマップ
※該当地域は、谷中と池之端の一部地域です。

② 避難方法の確認

「避難」とは、難を避けることです。様々な避難行動を組み合わせることで、風水害時の安全確保が可能となります。行動を確認し、適切な避難方法を選択してください。

浸水区域外避難 (荒川氾濫が想定される 場合の避難方法)	<ul style="list-style-type: none"> ● 荒川が氾濫した場合の浸水想定区域の外へ避難する方法です。広域避難場所への避難と縁故避難等(下記)を指します。 ※緊急を要する場合以外、在宅避難は推奨しません。
在宅避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水しない階の居住者が自宅で避難する方法です。 ※土砂災害警戒区域、神田川氾濫における家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)では、推奨しません。
緊急避難場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の開設する緊急避難場所(26ページ参照)へ避難する方法です。 ※マンションの2階以上に避難する場所がない場合は、縁故避難等(下記)または緊急避難場所へ避難してください。
縁故避難等 ※区外への避難を含みます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水リスクや土砂災害の危険性がない場所にある知人や親戚宅、ホテル等へ避難する方法です。

荒川氾濫時、自宅に留まった場合の生活環境イメージ

荒川が氾濫すると、浸水が2週間継続するだけでなく、ライフライン(電気・ガス・上下水道)が停止するため、右のイラストのように生活環境が悪化します。

〈事前に出来ること〉

- 浸水想定区域外の避難先を決める(知人や親戚宅、ホテル等)。
- どうしても浸水想定区域外への避難が難しい場合は、2週間分の備蓄(特に水、食料、簡易トイレ)を準備しておきましょう。



イラスト出典 中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会報告参考資料集」

③ 避難行動の確認

台風や豪雨に備え、災害ごとのハザードマップと一緒に、自分がとるべき避難行動を確認しましょう。避難行動は避難場所に行くことだけではありません。あらかじめ自分が何に注意し、どう行動するかを考えておくことで、万が一風水害が発生しても落ち着いて行動することができます。区の避難情報については、27ページをご確認ください。

荒川氾濫の場合

荒川が氾濫した場合、台東区の広範囲が浸水します。

そのため、自宅から離れた安全な場所まで避難しなくてはなりません。

台東区から「自主的広域避難情報」が発表されたら、早めに浸水想定区域外への避難をしてください。

「台東区荒川水害ハザードマップ」を確認しましょう

あなたが住んでいるマンションは、**浸水が想定**されていますか？

はい

浸水が2週間以上続きます。
孤立するおそれがあるため、
浸水想定区域外へ避難してください。

いいえ

避難の必要がありません。
内水氾濫と土砂災害に注意してください。ただし、被害想定がなくても、周りより低い地形等の場合、気象庁や区からの情報を確認し、必要に応じて避難してください。



内水氾濫・神田川氾濫・高潮の場合

マンションの2階以上にお住まいの方は、在宅避難で十分に安全を確保できます。

マンションが家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)の場合は、下記に関わらず、緊急避難場所へ避難してください。

※家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)とは、洪水の流れにより河岸が侵食される(削りとられる)おそれがある区域のことです。

「台東区水害ハザードマップ(東海豪雨相当降雨による内水氾濫区域図)」
「台東区神田川水害ハザードマップ」
「台東区高潮水害ハザードマップ」
を確認しましょう。

※それぞれのハザードマップであなたがとるべき避難行動を確認してください。

あなたが住んでいるマンションは、**浸水が想定**されていますか？

はい

自宅は2階以上ですか？

はい

避難情報が発令された場合でも在宅避難をしてください。
引き続き**荒川氾濫**、**土砂災害**にも警戒してください。

いいえ

避難情報が発令された場合、災害の危険があるので、**緊急避難場所**へ避難してください。
※分譲マンションの場合は浸水しないフロアの廊下(共用部分)を避難先として活用することも可能です。

いいえ

避難の必要がありません。
荒川氾濫、**内水氾濫**、**神田川氾濫**、**高潮**、**土砂災害**に注意してください。ただし、被害想定がなくても、周りより低い地形等の場合、気象庁や区からの情報を確認し、必要に応じて避難してください。



土砂災害の場合(谷中・池之端にお住まいの方のみ)

「台東区土砂災害ハザードマップ」を確認しましょう

あなたが住んでいるマンションは、**土砂災害警戒区域**ですか？

はい

土砂災害によりマンションが土砂に埋まる可能性があります。避難情報が発令された場合、**緊急避難場所**へ避難してください。

いいえ

避難の必要がありません。
内水氾濫に注意してください。



④ 風水害時の避難場所の確認

荒川が氾濫した際の避難場所

荒川が氾濫すると、台東区の広範囲が浸水するため、下記地図中の避難場所の大半が使用出来ません。

- 荒川氾濫の危険があるときは、台東区から早期に発表される自主的広域避難情報を参考に、知人や親戚宅、ホテル等への避難を含めた浸水想定区域外に避難してください。
- 浸水想定区域外まで遠い方、高齢者や病気のある方など避難に時間を要する方は、早めに避難してください。

台東区内の風水害(荒川氾濫以外)の避難場所

内水氾濫・神田川氾濫・高潮では、自宅が2階以上の場合、在宅避難で十分に安全を確保できます。また、地震と違い、避難場所は町会ごとの指定はありません。最寄りの避難場所へ避難してください。

自主避難場所 緊急避難場所 (早期に開設する避難場所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報が発令されていない段階で、自主的な避難を希望する方に早期に開設する避難場所です。 ● 避難情報が発令されると緊急避難場所としての運用に切り替わります。 ● 避難場所は密になりがちです。感染症のリスクを伴いますので、できる限り在宅避難してください。 ● 風水害から緊急的に身の安全を確保する場所です。水や食料は各自で持参してください。
緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報の発令や風水害の状況により、命を守るために、一時的に避難する場所として開設します。 ● 浸水想定区域内で、1階にお住まいの方や神田川氾濫における家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、避難情報が発令された場合、緊急避難場所に避難してください。 ● 風水害から緊急的に身の安全を確保する場所です。水や食料は各自で持参してください。



※危険性のないペットは、ケージに入れて同行避難可能です。
 ※区の職員が開設します。
 ※施設の改修等により、変更する場合があります。

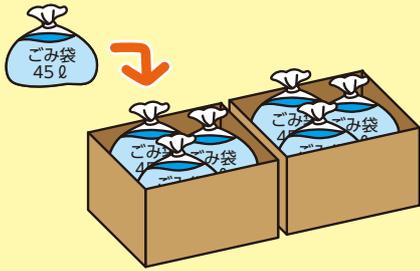
5 備蓄品の用意

在宅避難に備えて、備蓄品を用意しておきましょう。基本的には、地震対策用の備蓄品で対応できます。地震対策用の備蓄品は、4ページに記載していますのでご確認ください。

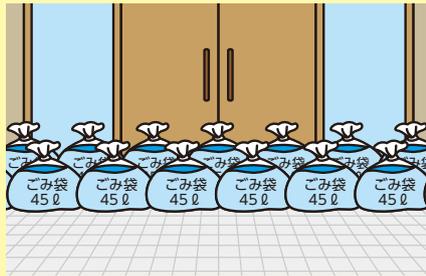
ゴミ袋を使った簡易水のうの活用方法

ゴミ袋を利用して「簡易水のう」を作ることができます。
「簡易水のう」は段ボール箱と併用することで強度が増します。

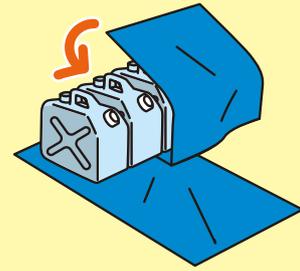
簡易水のうと段ボール箱の併用



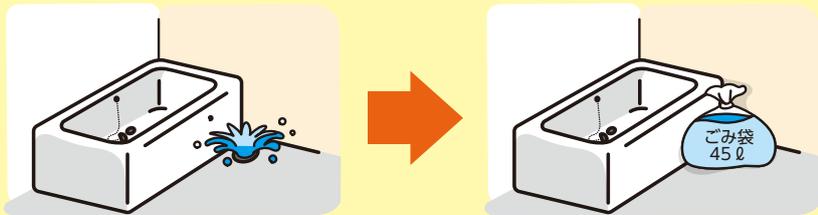
ゴミ袋を利用した簡易水のう



ポリタンクをレジャーシートで巻いた簡易水のう



簡易水のうによる逆流の抑制



避難をするときは

① 避難情報(避難を促す情報) < 台東区 が地域を指定して発令 >

風水害時に災害が発生するおそれのある場合、区は、**警戒レベル** を付した避難情報を発令します。避難情報は、気象庁等から発表される防災気象情報に基づき、区が発令するものです。

警戒レベル	避難情報等	とるべき行動
レベル3	避難準備・ 高齢者等避難開始	危険な場所から 高齢者等は避難!
レベル4	避難勧告 避難指示(緊急)	危険な場所から 全員避難!
レベル5	災害発生情報	すでに災害が発生している状況 命を守るための最善の行動を!

荒川氾濫が想定される場合は、警戒レベル3の発令前でも自主的広域避難情報を発表します。

浸水想定区域の外へ避難してください。

※令和3年2月現在、避難情報等の制度・名称については変更する方向で検討が進められています。

② 防災気象情報(天候や河川の情報) < 気象庁等 が発令 >

気象庁は、防災気象情報に **警戒レベル相当情報** を付して発表します。防災気象情報は、居住者や施設管理者等が、自分の判断で避難行動をとる目安ではありますが、台東区に直接関係ない情報もあります。避難する場合は、区が発令する避難情報を参考に、適切な避難行動をとってください。

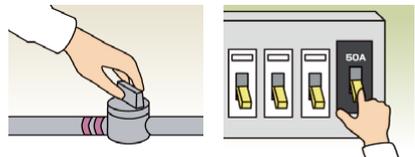
台風や大雨に関する情報は、気象庁等が発表します。

指定河川の水位や流量等の情報は、気象庁と国土交通省または都道府県が共同で発表します。

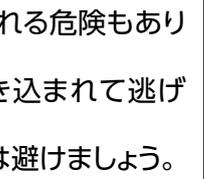
警戒レベル	気象特別警報、警報、注意報等	指定河川洪水予報	とるべき行動
レベル 1	早期注意情報 (警報級の可能性)	——	最新の防災・気象情報等を確認するなど、災害への心構えを高めてください。
レベル 2	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報	氾濫注意情報	ハザードマップ等で、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。
レベル 3 (相当)	大雨警報(土砂災害) 洪水警報 高潮注意報	氾濫警戒情報	区からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、避難に時間がかかる方は、自ら避難の判断をしてください。
レベル 4 (相当)	土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報	氾濫危険情報	区からの避難勧告、避難指示(緊急)の発令に留意するとともに、避難勧告などが発令されていなくても自ら危険と判断した場合は、避難を開始してください。
レベル 5 (相当)	大雨特別警報 (土砂災害)	氾濫発生情報	災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。

③ 避難時の心得

家から出る前に

自主的に行動する	<ul style="list-style-type: none"> ● テレビやラジオで最新の気象情報や避難情報を確認しましょう。 ● 雨の降り方や浸水状況に危険を感じたら、避難勧告などの発令を待たずに自主的に行動しましょう。 	
安全な避難経路、避難先を確認する	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難先までの安全な避難経路を家族会議などで確認しましょう。危険な場所は河川や橋だけでなく、アンダーパス、地下道なども該当します。 ● 避難先に、浸水想定区域外の知人や親戚宅、ホテル等の安全に避難できる場所がないか検討しておきましょう。 	
服装・行動	<ul style="list-style-type: none"> ● 単独行動は厳禁。2人以上での行動を心がけましょう。 ● 動きやすい服で避難をしましょう。 ● 非常持ち出し品を忘れないようにしましょう。 ● 長靴は水の中で足を取られて危険なので運動靴を履きましょう。サンダル等も危険です。 	
家を出る前に忘れずに	<ul style="list-style-type: none"> ● ガスの元栓を閉めましょう。 ● 電気のブレーカーを切りましょう。 ● 避難する旨を知人や親戚に連絡しましょう。 	

家を出てから

<p>要配慮者への配慮を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や子ども、要配慮者等は、早めに避難を開始しましょう。 ● 居住者に高齢者など避難行動に時間のかかる要配慮者がいる場合は、声をかけて一緒に避難をしましょう。 	
<p>歩く際の注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人が歩ける水深は50cm程度。流れが速い場合は浅くても危険です。 ● 長い棒や傘を杖代わりに、側溝やマンホールの蓋が外れていないか確認しましょう。 ● 切れた電線などには近づかないようにしましょう。 	
<p>車で避難しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 冠水した道路では車が動かなくなります。水深が増すと、車ごと流される危険もあります。 ● 車での避難は、緊急車両の交通の妨げとなったり、交通渋滞に巻き込まれて逃げ遅れる危険があります。 ● 早期の、病人や要配慮者の避難等の特別な場合を除き、車での避難は避けましょう。 	
<p>地下空間への避難は危険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水の水圧でドアが開けられなくなります。 ● 水の勢いで階段が使えなくなります。 ● 浸水による停電の可能性があります。 	

避難が遅れたら、丈夫な建物の上層階に避難して救助を待ちましょう。

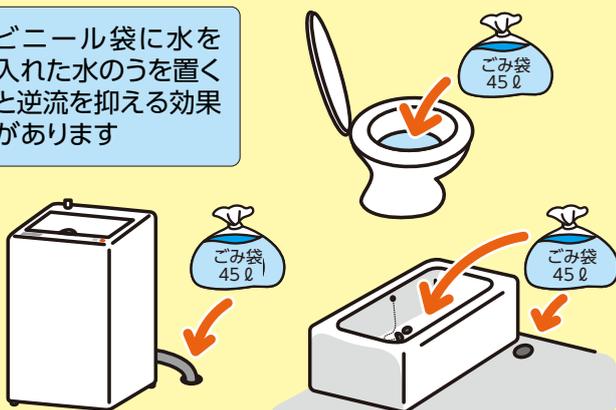
④ 家庭内の浸水対策

自宅が水に浸からないとしても、下水の逆流やバルコニーからの水の侵入により、室内が浸水する場合がありますので、家庭内の浸水対策を取りましょう。

下水の逆流対策

周辺が浸水すると、排水管から下水が逆流し、トイレ、キッチンなどから下水があふれ出る場合があります。水のうなどを置いて、浸水対策をしましょう。

ビニール袋に水を入れた水のうを置くと逆流を抑える効果があります



バルコニーの清掃

バルコニーの排水溝から雨水が逆流し、サッシから水が入ってくる可能性があります。事前に排水溝を清掃し、つまりを取り除いておきましょう。



自主防災組織の日頃の備え

① 風水害対策用資器材の準備

土のうや止水板等、各戸では備えることが難しい風水害対策用資器材を用意しておきましょう。

② マンション内のルール作り

- マンション内で垂直避難する場合に備えて、垂直避難先として開放する共用スペースを決めておきましょう。
- 避難情報をマンション居住者に知らせる方法(館内放送を使用する等)を検討しておきましょう。

③ 風水害対応訓練の実施

自主防災組織が中心となり、風水害時に慌てることがないように、日頃から風水害対応訓練を実施しましょう。

風水害対策資器材取扱訓練

止水板や土のうなどの風水害対策資器材は、マンションに備えられていても使用方法を知らなければ意味がありません。風水害発生時に慌てることがないように、日頃から訓練を通じて、取扱方法を身につけておきましょう。



情報伝達訓練

避難情報等の情報を居住者に迅速に知らせるため、情報伝達の流れを訓練を通じて確認しましょう。併せて、館内放送等、情報伝達に活用できる設備の使用方法を身につけましょう。



クリーン週間の実施

ベランダやバルコニーの排水溝にゴミが溜まっていると、水が溜まってしまい、サッシから雨水が室内に流れ込んでしまう場合があります。マンション全体でバルコニー清掃を実施する日を決めて、排水溝をきれいに保ちましょう。



個人や自主防災組織として「いつ」「何をするか」を整理しよう！

～マイ・タイムラインの作成～

雨や風は事前に予測できるので、風水害が発生する前に避難をすることができます。

「いつ」「何をするか」、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めたものが、マイ・タイムラインです。

マイ・タイムラインを作成することによって、急な判断を迫られる災害時でも、慌てることなく正しい判断をすることができます。

一人ひとりで、家族で、マンション自主防災組織で、それぞれのマイ・タイムラインを作ることが大切です。

マイ・タイムラインの作成を通じて、しっかりと準備をすすめて、風水害から身を守りましょう。

★東京都が「東京マイ・タイムライン」の作成シートを公開していますのでご活用ください。



◀東京都防災ホームページ
「東京マイ・タイムライン」



居住者と自主防災組織のマイ・タイムライン例を32～35ページに掲載していますので、ご参考としてください。

小規模水害のマイ・タイムライン例（神

警戒レベルや防災気象情報は、必ずしもこのとおりの

気象庁からの 気象情報		台東区からの 避難情報		小規模水害のリスクがある「居住者」
台風発生				
警戒レベル1相当				<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水想定区域にあるマンションの1階居住者 ● 土砂災害警戒区域にあるマンションのすべての居住者 ● 家屋転倒等氾濫想定区域(河岸浸食)にあるマンションのすべての居住者
警戒レベル2相当				<ul style="list-style-type: none"> ● 避難する際の持ち出し品や、避難時の服装を確認し、家族で話し合って必要なものをリストアップする。 ● 避難するタイミングや避難先を確認する。
警戒レベル3相当				<ul style="list-style-type: none"> ● リストアップした必要なものを買うに行く。 ● 室内への浸水対策として、ベランダの排水溝を清掃する。 ● ベランダにある植木鉢や物干し竿など、風で飛ばされそうなものを片付ける。 ● 下水の逆流に備えて、水のうを作る。
警戒レベル3相当				<ul style="list-style-type: none"> ● 避難時の持ち出し品をリュックサックに詰める。 ● 携帯電話の充電をする。
警戒レベル3相当		避難場所開設後 警戒レベル3 避難準備 高齢者等避難開始		<ul style="list-style-type: none"> ● 避難しやすい服装に着替える。 ● 区ホームページ等で避難場所の開設状況を確認し、避難経路を再度確認する。 ● あらかじめ避難先を決めていない場合は、避難先に避難することを伝えておきましょう。 ● 室内への浸水対策として、トイレやお風呂等に水のうを設置する。
警戒レベル4相当				<ul style="list-style-type: none"> ● 避難すること、避難先を家族に連絡する。 ● 火の元、戸締りを確認する。 ● 避難先への避難を開始する。
警戒レベル4相当	神田川氾濫、高潮氾濫の場合は警戒レベル4からの発令となります。	警戒レベル4 避難勧告		<ul style="list-style-type: none"> ● 避難すること、避難先を家族に連絡する。 ● 火の元、戸締りを確認する。 ● 避難先への避難を開始する。
警戒レベル4相当		警戒レベル4 避難指示(緊急)		<p>避難勧告が発令された段階で避難を開始する必要があるが、逃げ遅れてしまった場合は以下の行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難先への避難を開始する。※外への避難が難しい場合は、マンション内の浸水しないフロアへ垂直避難する。 ● 避難したこと、避難先を家族に連絡する。
警戒レベル5相当				<ul style="list-style-type: none"> ● 万が一、警戒レベル5が発令された段階で避難を終えていなければ、以下の行動をとる。 ● マンション内の浸水しないフロアへ垂直避難する。
警戒レベル5相当		警戒レベル5 災害発生情報		<ul style="list-style-type: none"> ● 万が一、警戒レベル5が発令された段階で避難を終えていなければ、以下の行動をとる。 ● マンション内の浸水しないフロアへ垂直避難する。

高齢者等避難に時間を要する人は警戒レベル3のタイミングで避難できるように準備しておきましょう。

避難する必要がなくても…浸水対策を実施しましょう

上記に該当しない居住者は、在宅避難が可能ですが、室内への浸水対策は実施しましょう。①下水の逆流に備えて、トイレやお風呂等に水のうを設置する。②ベランダの排水溝を清掃する。③ベランダの植木鉢や物干し竿等、風で飛ばされそうなものを片付ける。

田川氾濫、内水氾濫、土砂災害、高潮)

順番で発表されるとは限らず、あくまでも目安です

小規模水害のリスクがあるマンションの「自主防災組織」

- 浸水想定区域にあるマンション
- 土砂災害警戒区域にあるマンション
- 家屋転倒等氾濫想定区域(河岸浸食)にあるマンション

- 自主防災組織の役員会を開催し、今後の対応方法を話し合う。
- 止水板等の風水害対策資器材の点検や使用方法を確認する。
- マンション独自の災害時要配慮者の情報や支援方法を確認する。

- 各戸に水害への備えを呼びかける。
- 1階の居住者に避難になる可能性があること、避難のタイミングを呼びかける。
- 2階以上の居住者には在宅避難を呼びかける。※土砂災害警戒区域、家屋転倒等氾濫想定区域にあるマンションの場合は、2階以上の居住者であっても在宅避難できません。
- 共用部分の窓ガラスの補強や飛ばされやすいものを片付ける。
- 浸水フロアに備蓄倉庫がある場合には、浸水しないフロアに備蓄品を移動させる。

- 止水板や土のうの設置等、マンションの浸水対策を実施する。
- 1階の居住者*のうち避難に時間を要する高齢者等に対し、区から避難情報「避難準備・高齢者等避難開始」の発令があったら避難するように呼びかける。

- 1階の居住者*のうち、避難に時間を要する高齢者等に避難を呼びかける。

- 1階の居住者*に対し、区から避難情報「避難勧告」の発令があったら避難するように呼びかける。

- 1階の居住者*に対し、避難を呼びかける。

- 1階の居住者*に対し、避難を呼びかける。

外への避難が難しい場合や避難遅延者が発生した場合に備えて、マンション内に垂直避難できるスペースを確保しておくといいでしょう。

※土砂災害警戒区域、家屋転倒等氾濫想定区域(河岸浸食)にあるマンションは、下線が引いてある箇所の「1階の居住者*」を「すべての居住者」に読み替えてください。

※小規模水害のリスクがないマンションの自主防災組織は、居住者に対して避難する必要がないことを呼びかけるとともに、室内への浸水対策を促しましょう。

荒川氾濫のマイ・

警戒レベルや防災気象情報は、必ずしもこのとおりの

気象庁からの 気象情報	台東区からの 避難情報	マンションの立地、居住階ごとの行動 荒川氾濫浸水想定区域にあるマンションの「居住者」				
台風発生						
警戒レベル1相当		<ul style="list-style-type: none"> ● 避難する際の持ち出し品や、避難時の服装を確認し、家族で話し合って必要なものをリストアップする。 				
警戒レベル2相当		<ul style="list-style-type: none"> ● リストアップした必要なものを買に行く。 ● 浸水リスクや土砂災害の危険性がない場所にある知人・親戚宅・ホテル等への避難（縁故避難）を検討する。 ● 避難するタイミングを確認する。 				
警戒レベル3相当		<ul style="list-style-type: none"> ● 避難時の持ち出し品をリュックサックに詰める。 ● 室内への浸水対策として、ベランダの排水溝を清掃する。 ● 下水の逆流に備えて、水のうを作る。 ● ベランダにある植木鉢や物干し竿など、風で飛ばされそうなものを片付ける。 ● 避難先を確認するとともに、避難経路、避難に要する時間を確認する。 				
	警戒レベル3 避難準備 高齢者等避難開始	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">区から自主的広域</div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">※区では、気象庁や国土交通省等からの情報等を総合的に判断した</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水の逆流に備えて、トイレやお風呂等に水のうを設置する。 ● 浸水リスクや土砂災害の危険性がない場所にある友人・知人宅、ホテル等へ避難を開始する。 <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>高齢者等避難に時間を要する人は、警戒レベル3のタイミングで避難できるように準備しておきましょう。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話の充電をする。 ● 避難しやすい服装に着替える。 ● 室内への浸水対策として、トイレやお風呂等に水のうを設置する。 				
警戒レベル4相当						
	警戒レベル4 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難すること、避難先を家族に連絡する。 ● 火の元、戸締りを確認し、浸水区域外へ避難する。 				
	警戒レベル4 避難指示（緊急）	<p>避難勧告が発令された段階で避難を開始する必要があるが、逃げ遅れてしまった場合は以下の行動をとる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #e0f0ff;">荒川氾濫 前</td> <td style="text-align: center; background-color: #e0f0ff;">荒川氾濫 後</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 火の元、戸締り確認する。 ● 避難すること、避難先を家族に連絡する。 </td> <td style="background-color: #ffe0e0;"> <p style="text-align: center;">垂直避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火の元、戸締り確認する。 ● 避難すること、マンション内で垂直避難したことを家族に連絡する。 </td> </tr> </table>	荒川氾濫 前	荒川氾濫 後	<ul style="list-style-type: none"> ● 火の元、戸締り確認する。 ● 避難すること、避難先を家族に連絡する。 	<p style="text-align: center;">垂直避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火の元、戸締り確認する。 ● 避難すること、マンション内で垂直避難したことを家族に連絡する。
荒川氾濫 前	荒川氾濫 後					
<ul style="list-style-type: none"> ● 火の元、戸締り確認する。 ● 避難すること、避難先を家族に連絡する。 	<p style="text-align: center;">垂直避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火の元、戸締り確認する。 ● 避難すること、マンション内で垂直避難したことを家族に連絡する。 					
警戒レベル5相当	警戒レベル5 災害発生情報	<p>万が一、警戒レベル5が発令された段階で避難を終えていなければ、以下の行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マンション内の 垂直避難 スペースへ避難する。 				

タイムライン例

順番で発表されるとは限らず、あくまでも目安です

マンション自主防災組織の行動

荒川氾濫浸水想定区域にあるマンションの「自主防災組織」

- 自主防災組織の役員会を開催し、今後の対応方法を話し合う。
- 止水板等の風水害対策用資器材の点検や使用方法を確認する。
- マンション独自の災害時要配慮者の情報や支援方法を確認する。

- 各戸に水害への備えを呼びかける。
- 浸水フロアに備蓄倉庫がある場合には、浸水しないフロアに備蓄品を移動させる。

- 止水板や土のうの設置等、マンションの浸水対策を実施する。
- すべての居住者に対して、区から自主的広域避難情報の発表があった場合は、荒川の浸水想定区域の外へ避難するよう呼びかける。

避難情報の発表(避難の呼びかけ)

上で、浸水が想定されていない地域の親戚や友人宅、ホテル等への避難を呼びかけます。

- すべての居住者に、荒川の浸水想定区域外への避難を呼びかける。

公共交通機関の計画運休の可能性あり

- すべての居住者のうち、避難に時間を要する高齢者等に避難を呼びかける。

- すべての居住者に対し、区から避難情報「避難勧告」の発令があったら避難するように呼びかける。

- すべての居住者に対し、避難を呼びかける。

荒川氾濫後、台東区が浸水するまで最短でも3~6時間かかりますので、荒川氾濫後も避難指示(緊急)を発令します。

マンション内に**垂直避難**した場合には、2週間以上孤立する恐れがあるので、自宅の水・食料や簡易トイレを持ち出しましょう。

マンション内の垂直避難を余儀なくされた人のために、マンション内に垂直避難できるスペースを確保し、備蓄品を準備しておくといいでしょう。

役員も避難するため、自主防災組織の活動は終了

避難する必要がなくても…

浸水対策を実施しましょう

荒川氾濫浸水想定区域外の居住者は、避難する必要はありませんが、室内への浸水対策は実施しましょう。①下水の逆流に備えて、トイレやお風呂等に水のうを設置する。②ベランダの排水溝を清掃する。③ベランダの植木鉢や物干し竿等、風で飛ばされそうなものを片付ける。

マンション防災計画を作成してみよう

マンション防災計画では、地震、風水害、その他の災害が起きたときに、誰が何をするのかを明確にし、管理組合や管理会社だけでなく、全ての居住者がその内容を認識することが重要です。

実際に地震等が起きた場合には、管理会社やそれにより運営される防災センターだけでは、各戸の状況の把握・情報収集などを全て行うことは困難だと想定されます。

マンション全体で何をすべきか、役割分担などはどうするかについて定めたマンション防災計画を作成し、自らの力で、またお互いに協力し合い、身の安全を守る体制を作りましょう。

作成にあたっては、事前の防災対策や災害の発生直後から主なライフラインが復旧するまでの間の応急対策について、整理し、まとめることが有効です。

以下のような点を確認しながら、自主防災組織の立ち上げメンバーなどで内容を話し合い、自分たちのマンションの特性を踏まえた計画を考えていきましょう。

① 事前の防災対策

(1) 防災意識の啓発

パンフレットの配布やポスターの掲示により、住まいの安全対策(家具転倒防止器具の設置等)や飲料水、食料品、簡易トイレの3日分(推奨1週間分)以上の備蓄などの知識の普及を行う。

(2) 防災訓練の実施

災害の発生に備えて防災訓練を実施する。訓練の実施に際しては、年間計画を立て、その目的、実施要領に基づき実施するほか、区や町会等が行う防災訓練に積極的に参加する。

② 応急対策

(1) 発災時から1日目まで

●災害対策本部の設置 	設置基準	地震ならば「震度〇以上の地震の発生」や、風水害ならば「〇〇川の氾濫警戒情報が発表」等、マンションの耐震性や立地を考える。
	設置場所	多くの人数が集まることができ、居住者にわかりやすい場所に設置する。防災センター等に近く、採光や通風がとれるとなおよい。
●居住者の安否確認		名簿等であらかじめ要配慮者を把握している場合は、その方々を中心に確認する。安否確認票等、確認方法をあらかじめルール化しておく。
●情報の収集伝達		ライフラインの状況等など、被害情報を把握し、居住者に周知する。
●安全対策		二次被害を防ぐために、被害箇所についてブルーシートによる養生やロープによる立ち入り禁止等を行う。

●負傷者の搬送	救出された重傷者や中等傷者を災害拠点病院に搬送する。軽症者については、救出救護活動を行う者の指示により医療救護所に搬送する。	
●給水	応急給水所や受水槽等により、飲料水を確保し給水活動を行う。	
●仮設トイレの設置	組み立て式の仮設トイレを設置し、マナーを守って清潔に使用するよう周知する。	

(2) 3日目まで

●災害対策本部会議の開催	情報共有のために、1日に1、2回程度、定期的に本部会議を開催する。居住者との情報交換も行う。	
●応急修理	マンションに被害がある場合は、管理会社等に連絡し、応急修理の依頼をする。	
●見守り、声かけ	防火・防犯の見回りを行う。停電時は、火気の使用が増えたり、オートロックが機能しなくなるなどの問題が発生するため、困っている居住者がいないか確認する。	
●備蓄品の配布	マンションとして備蓄している物資を、配分ルールに従って公平に居住者に配布する。	
●ごみ集積場所の開設	災害時ごみ集積場所を開設する。開設に当たっては、できるだけ各戸でごみを保管してもらうよう周知する。	

(3) 4日目以降

●災害本部体制の拡縮	必要に応じ、体制の拡大・縮小・閉鎖を考える。
●見守り、声かけ	居住者以外の人があることが予想されるので、積極的に見守り、声かけを行う。
●支援の受け入れ準備	支援物資の受け入れ場所の確保や、配布対象人員数の確認など、受け入れ準備を行う。

マンション防災計画の作成については、検討しきれない事項が出てくるのが考えられます。それらは、「今後の課題」として整理し、毎年少しずつ検討を重ねていきましょう。合意したものについては、マンション防災計画に積極的に取り入れていきましょう。

〇〇〇マンション防災計画(案)

1 目的

この防災計画は、〇〇〇マンションの防災活動に必要な事項を定め、もって、地震、風水害、その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

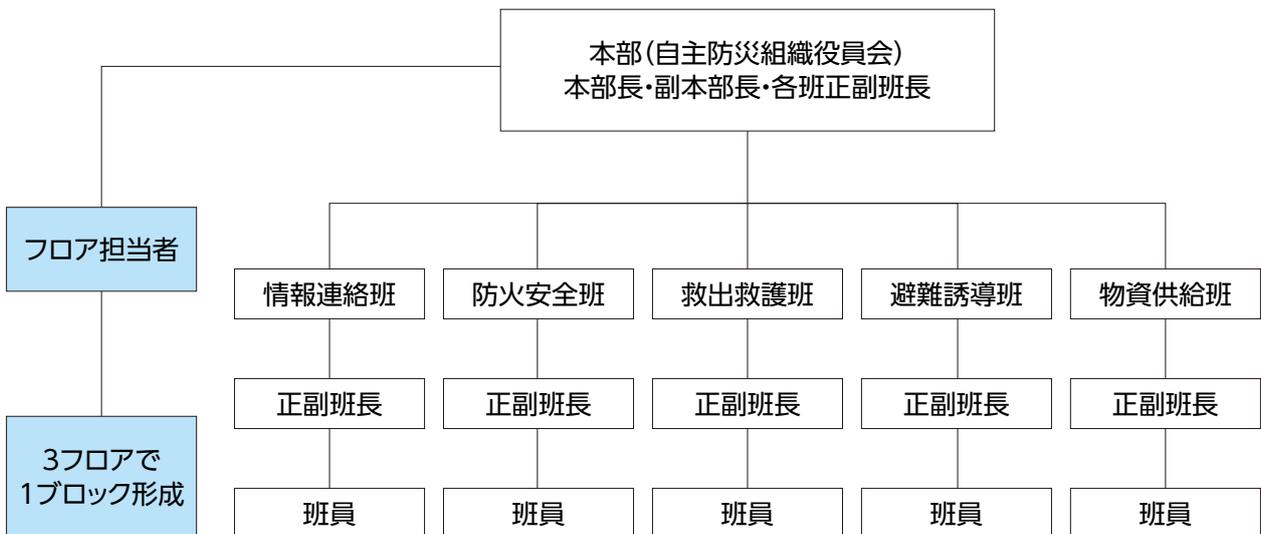
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成に関する事。
- (2) 事前の防災対策に関する事。
- (3) 災害対策本部に関する事。
- (4) 情報連絡に関する事。
- (5) 防火安全に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 物資供給に関する事。
- (9) 全居住者の役割に関する事。
- (10) 地域の町会等との連携に関する事。

3 自主防災組織の編成

〇〇〇マンションの自主防災組織は、次の通りとする。自主防災組織のメンバーは、マンション管理組合の理事、各フロアの代表、防災に関心のある居住者等から選出する。



4 事前の防災対策

(1) 防災意識の啓発

居住者の防災意識を高揚するため、自主防災組織は、パンフレットの配布、ポスターの掲示等により、次のような啓発を行う。

- ア 住まいの安全対策(家具転倒防止器具の設置等)
- イ 飲料水、食料品、簡易トイレの3日分(推奨1週間分)以上の備蓄
- ウ 災害発生時の留意事項(大地震発生後はエレベーターに乗らない・水を流さない、風水害時に備えベランダの排水溝を清掃する・トイレやお風呂等に水のうを設置するなど)
- エ 自主防災組織及び防災計画
- オ 災害発生時には、応急対応のため居住者の協力が必要であること

(2) 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

また、訓練の実施に際しては、年間計画を立て、その目的、実施要領に基づき実施するほか、区や町会等が行う防災訓練に積極的に参加する。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 出火防止、初期消火訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 炊き出し、仮設トイレ組み立て訓練等(資器材操法訓練)

5 災害対策本部

災害発生時、自主防災組織のメンバーは、身の安全の確保、家族、近隣の安否確認の後に〇〇〇に集まり、災害対策本部を設置する。各班の班員が参集しているか確認し、参集していない班員がいれば、他の人が代理となるなど、柔軟に対応する。

ここでいう災害発生時とは、大雨・洪水・高潮注意報、〇〇川の氾濫警戒情報が発表された時及び台東区で震度〇以上の地震が起きた時等とする。

6 情報連絡

被害状況や防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要とする情報を居住者や防災関係機関等に伝達する。

情報の収集には、電話、テレビ、ラジオ、インターネット等、情報の伝達には掲示、館内放送等のあらゆる手段を利用する。

7 防火安全

出火状況を確認し、出火している部屋があれば周囲に知らせ、初期消火を行う。初期消火が不可能な場合、居住者をマンション外へ避難させ、消防署に通報する。

マンション内の巡回等を行い、居住者に対して防火・防犯の呼びかけをする。

風水害時は、止水板や土のうの設置等、マンションの浸水対策を実施する。

8 救出救護

居住者の安否を確認する。特に要配慮者は、重点的に安否確認を行う。安否確認の結果、救出救護を必要とする者を発見した場合、直ちに救出救護活動を行う。重傷者や中等傷者を避難誘導を行う者に引き継ぐ。また、軽症者については手当のうえ見守りを行い、必要に応じて避難誘導を行う者に引き継ぐ。

居住者の中に医療従事者がいれば、協力を要請する。

9 避難誘導

延焼火災の発生等により、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがある時は、全居住者の避難誘導を行う。

なお、避難誘導にあたっては、秩序正しく行動し、要配慮者等の避難を確保するように努める。延焼火災の危険性が無くなった場合には、マンションまでの誘導を行う。

また、救出された重傷者や中等傷者を災害拠点病院に搬送する。軽症者については、救出救護活動を行う者の指示により医療救護所に搬送する。

10 物資供給

(1) 給水

応急給水所や受水槽等により、飲料水を確保し給水活動を行う。

(2) 仮設トイレの設置

組み立て式の仮設トイレを設置し、マナーを守って清潔に使用するよう周知する。

(3) 備蓄品の配布

マンションとして備蓄している物資を、配分ルールに従って公平に居住者に配布する。配布の際には公平を期すため、配布の記録をつけるものとする。

(4) ごみ集積場所の開設

災害時ごみ集積場所を開設する。開設に当たっては、できるだけ各戸でごみを保管してもらうよう周知する。

11 全居住者の役割

すべての居住者は、まず自身、家族等の身の安全の確保を図り、家族・近隣の安否確認のうえ、マンションの災害対応に積極的に協力する。

12 地域の町会等との連携

災害発生時には、マンションだけで対応全てを行うことは困難となるため、地域の町会等と連携することが必要となる。そのため、町会等と連携して防災訓練を実施する。

災害時の情報収集

代表的な安否確認ツールの紹介

音声メッセージで 伝えたい / 確認したい

災害用伝言ダイヤル「171」

- ①171をダイヤル
- ②録音は1、再生は2を押す
- ③相手先電話番号を市外局番から押す
- ④伝言を録音又は再生

災害用音声お届けサービス

携帯電話やスマートフォンなどから家族の携帯電話番号を入力すると、録音した音声メッセージが相手の携帯電話に送信されます。
※利用方法は携帯電話通信会社によって異なります。

文字メッセージで 伝えたい / 確認したい

災害用伝言版 web171

- ①インターネットで「web171」にアクセス。
- ②あらかじめ決めた電話番号(固定、IP電話、携帯)を入力し、安否メッセージを登録・確認できます。

SNS

ツイッター、フェイスブック、LINEなどに状況を登録(「無事です」等)することで、家族や友人に安否を連絡できます。

携帯電話の災害用伝言版

各携帯電話通信会社が提供する災害用伝言版。メッセージの登録は自分の通信会社サイトから。メッセージの検索/確認は他社の番号も可能です。

スマホの災害用アプリ

ダウンロードし操作に慣れておきましょう。



NTTドコモ



au



ソフトバンク



台東区アプリ

Googleパーソンファインダー

- ①インターネットで「Googleパーソンファインダー」にアクセス。
- ②名前を入力し、安否情報を登録/検索することができます。

J-anpi

各種災害用伝言版や報道機関・企業等が提供する安否情報を一括検索。

- ①インターネットで「J-anpi」にアクセス。
- ②電話番号や名前で検索する。



台東区等からの情報提供

台東区公式ホームページ

<https://www.city.taito.lg.jp/>



災害時には区内の最新の避難情報や被害状況を発信します。



<http://www.city.taito.lg.jp.cache.yimg.jp/>

災害時にはアクセス集中によるサーバーへの負荷を軽減するため、キャッシュサイト(Yahoo!JAPANのサーバー内)をご覧ください。

キャッシュサイト

台東区防災気象情報

<http://dim2web09.wni.co.jp/taito/pinpoint/index.html>

台東区内の防災気象情報(28ページ参照)の提供をしています。台風情報、地震情報、東京都内の大雨洪水注意報・警報などのほか、気象予測を更新しています。台東区のこれからの天気と週間天気も見る事が出来ますので、ぜひご利用ください。



台東区公式 LINE

ID @taito_city

区政やイベント等の区政情報発信、災害時の迅速な情報提供などを行います。



※アカウントは情報提供の手段として運用しているため、コメント等に対する回答は行いません。

台東区公式 Twitter

ユーザー名(ID) @taito_city

名前…東京都 台東区
区政や危機管理情報などの情報を発信しています。



※情報発信専用のため、区からのリプライ、フォローなどの個別対応は原則行いません。

緊急速報メール

台東区内にいるNTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルのユーザーに対して、一斉に避難情報等の緊急情報を配信します。登録は不要。

デジタルデータ放送④

台東区が発信する避難情報等は、テレビのデジタルコンテンツ④から「地域の防災情報」を選択すると、文字情報で確認することができます。

東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都総合防災部の公式ホームページ。東京都内の避難情報など災害に関する情報を発信するとともに、事前の備えや都の取り組みを紹介しています。



防災行政無線

屋外スピーカーから緊急情報などを放送します。



防音性の高いマンションは、放送内容が聞き取りづらいです。以下のサービスで放送内容を確認することができます。

たいとう防災気象情報メール

台東区に発表される気象情報や緊急情報などをメールで配信しています。登録が必要です。



自動電話応答サービス

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。24時間365日ご利用できます。

《電話番号》
03-5246-4057

台東区防災アプリ

災害時に
台東区が把握する最新情報を
地図上に表示するアプリです。

- 「防災地図」や「ハザードマップ」などの資料を提供しているほか、東京都等の防災情報にリンクしており、平時から防災に関する情報が閲覧できます。
- 「英語」「中国語(繁体字・简体字)」「韓国語」に対応しています。
- GPS機能により、オンラインマップ上で現在地の把握ができます。
- 電波が途切れても、オフラインマップにより、避難行動を支援します。



android



iphone

防災気象情報の確認方法

台風

気象庁ホームページ内

台風情報

台風の位置や強さなどの実況と5日先までの予報を発表しています。

<https://www.jma.go.jp/jp/typh/>



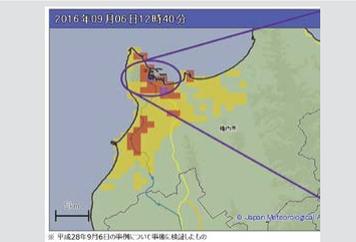
内水氾濫

気象庁ホームページ内

大雨警報(浸水害)の危険度分布

大雨警報(浸水害)等が発表されたとき、実際にどこで浸水害発生の危険度が高まっているのか、地面の被覆率や水の溜まりやすさを考慮した「表面雨量指数」を用いて表現したものです。

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>



荒川氾濫 神田川氾濫 高潮

気象庁ホームページ内

指定河川洪水予報

※高潮も河川から発生するため、河川の水位情報を参考にします。国や都道府県の管理する河川のうち流域面積が大きく洪水により大きな損害を生ずるおそれのある河川については、国土交通省または都道府県と、気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行っており、これを指定河川洪水予報といいます。荒川と神田川は洪水予報河川に指定されているため、指定河川洪水予報が発表されます。

<https://www.jma.go.jp/jp/flood/>



国土交通省

川の防災情報

国や都道府県の管理する河川について、河川の水位を確認できます。また、荒川の観測所のカメラ映像についても、確認できます。

<https://www.river.go.jp/portal/#80>



東京都

東京都水防災総合情報システム

東京都の管理する河川について、河川の水位が確認できます。また、神田川の洪水予報や観測所におけるカメラ映像についても、確認ができます。

<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/>



土砂災害

気象庁ホームページ内

大雨警報(土砂災害)の危険度分布

大雨警報(土砂災害)が発表されたときに、実際にどこで土砂災害発生の危険度が高まっているのかを、現在降っている雨だけでなく、土壌中に埋まっている水分量「土壌雨量指数」を用いて、表現したものです。

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>



マンション防災Q&A

マンション管理士がお答えします!

Q マンション管理組合がどうして防災問題を取り上げるのですか?

基本的に人間の集団がある限り、その集団の中で自分の命を守る事は不変の課題に外なりません。管理組合においても防災活動は建物等の価値を維持し区分所有法第6条に謳う共同の利益に叶うものと言えます。その意味で規約の有無に関わらずに防災活動を積極的に取り上げるものです。

Q マンションにおける防災活動とは、どのようなことがありますか?

マンション管理組合の管理対象物は、共用部分・専有部分・敷地に分かれます。その内、防災活動は共用部分と敷地の管理になります。活動内容は管理規約に定めることで明確になります。防災活動には、備蓄品管理・防災マニュアル作成・防災訓練・救命/AED 講習・設備管理・建物の耐震化・近隣町会や行政との連携・防災意識の啓発等があります。

Q マンション防災と消防法との関係はどのようになりますか?

消防法第8条によれば、居住者50名以上のマンション(共同住宅のみの建物)には防火管理者の選任が定められております。防火管理者は法定事項として消防計画作成、消防器具の整備、防火・防災教育、自衛消防訓練の定期的実施、震災対策等々を率先して推進します。消防計画の中には東京都震災対策条例に定める防災計画が要請されております。

なお、高層マンション等には他に防災センターがあります。管理規約に定める管理組合内の防災組織とも目的は一緒ですので連携して活動します。《*2001.3.30. 東京都震災対策条例素行規則(規則第52号)》

Q マンション防災は災害対策基本法での位置づけはどのようになりますか?

災害対策基本法では地域コミュニティでの共助を求めています。これを受けた「地区防災計画制度」が創設されました。

*2015年には総務省通知によって、マンション管理組合も地域コミュニティ団体の一員としての防災活動を期待されることとなりました。*2015.5.12.総務省自治行政局住民制度課「都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について」(通知)

Q マンション内に防災組織を立ち上げるにはどのようにすればよいですか?

防災組織の立ち上げは、一般的には国交省マンション標準管理規約第55条(専門委員会の設置)に準じて理事会の傘下に設置します。防災組織には理事1名以上が参加し、防災委員長は委員会で互選します。なお、少人数のため等管理組合内に防災組織がない場合に、個人資格で町会防災組織等へ参加する事を妨げるものではありません。

Q マンション内のAED設置について、どのようなことに留意すればよいですか?

AEDは心肺停止後1分遅れるごとに蘇生率は10%減じられると言われております。一般的に6~8分で救急隊が到着すると言われておりますので、その繋ぎとして使用します。設置後は、器具が常時使用できる状態に維持する、常時数分で取りに行ける場所に置き、場所を周知する、何より常時操作できる人を増やすことが必要です。(公財)日本心臓財団 H.P より》

Q マンション保険に入るときの一般的な注意点は何ですか?

マンション管理組合が入る損害保険の対象は共用部分になり、専有部分は区分所有者が任意に加入します。保険の内容は建物の災害被害を目的とする損害保険と、管理組合の法律上の賠償責任に対応する賠償責任保険に分けられます。保険内容等は損害保険会社に個別に確認します。

Q 場所も費用も道具も不要のたった1分間の防災訓練ってなんですか？

日本シェイクアウト提唱会議が提唱するシェイクアウト訓練を言います。マンションでの防災訓練開始の合図として放送により、各戸一斉に自宅で行います。地震発生後すぐテーブルの下に潜る、頭を守り姿勢を低くする、揺れが収まるのを待つ。日常生活で、地震発生した時にまずこの姿勢を取る習慣をつけることで、発災時の平常心を保てます。(日本シェイクアウト提唱会議 HP.より)



Q 東京都内で災害が発生し帰宅する時は道路や交通機関の混乱を避ける為にも、現場にとどまるようにと聞きました。本当ですか？

東京都帰宅困難者対策条例があって、一斉帰宅を抑制しております。即ち、

- 災害時は安全を確認した上で職場や外出先に待機し帰宅を急がない。
- 家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備
- 安否確認と情報提供のための体制整備
- 鉄道事業者や集客施設の管理者等に、一時滞在施設の提供要請。
- 徒歩帰宅者支援のため、水やトイレなどを提供する支援ステーションを確保。

(2013.4.1. 東京都帰宅困難者対策条例)

Q 安否確認で各戸を訪問中に、ドアチェーンが掛ったまま声をかけても反応がない住居がありました。中にどなたかがいるようにも思いますが、安否確認をどうすればよいでしょうか？

通常時であれば、承諾なくドアチェーンを壊して専有部分に侵入すれば、民事上も刑事上も違法性を指摘されます。大地震直後であり部屋に人がおり、声も出せずに、家具等の下敷きで身動きできない状況を予想される時は、チェーンを壊して救出を行う事が求められます(行動は複数で行う)。

命を最優先に考える時に、違法性を指摘されることにはなりません。

民法第720条(正当防衛及び緊急避難)、民法第697条(事務管理)第698条(緊急事務管理)

Q 避難終了後の生活が心配ですが、どのような支援がありますか？

公的なものと私的なものとありますが、主なものは次の通りです。

- a. 災害救助法(原則現物支給)
- b. 被災者生活再建支援金
- c. 災害弔慰金
- d. 義援金(社会福祉協議会・赤十字社・その他)

Q 地震で建物が破損しました。この後どのような調査等がありますか？

下記は被災直後の主な建物調査ですが、相互の連携はありません。

- a. 応急危険度判定(応急危険度判定士による建物並びに周辺への危険度調査)
- b. 住家被害認定調査(行政による罹災証明書発行準備)
- c. 震災建築物被災度区分判定調査(建築士による修理取壊・建替等の提言:有料)
- d. 地震保険損害調査(保険会社による保険金支払い額の査定)

※罹災証明書発行の参考に被災直後の写真を撮っておく事をお勧めします。

Q 自主防災組織の活動資金はどうすればいいの？

自主防災組織の活動や防災マニュアルの作成にはいろいろな費用が必要になります。

例えば、防災に関する助言指導をマンション管理士等に求める場合は「報酬」、居住者アンケートを実施する場合やマニュアルを作成する場合は、「印刷費」が必要となります。マンション標準管理規約第27条では、管理費を「マンション及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業務」に要する経費に充当できるものとされているため、自主防災組織の活動資金にも、管理費を支出することができます。

東日本大震災での被災者の声

(東北マンション管理組合連合会・資料より)

声

災害時にはメディア情報も重要ですが、更に重要なのが口コミでした。部屋では断水でしたが受水槽の非常水栓から水を得られるとの情報。どこそこの商店で緊急の食料品の放出があるとの情報を、エントランスの張り紙で知ることが出来ました。こうした助け合い情報をマンション全体で共有出来たことで少し安堵しました。

⇒ 同じマンション内での情報交換を密にすることの重要性が認識されました。

声

大規模マンションですが、管理組合がしっかりしており、理事会は地震翌日から動いていた。集会室での被害説明会もあり情報面での不安が軽減された。電気が復旧し、揚水ポンプも稼働したので室内での漏水防止に各戸の水栓を閉じるように廻り、通水後は各戸を廻って開栓作業を行った。普段それほど交流があったわけではないが、管理組合のお陰でスムーズに復旧でき感謝している。

⇒ マンション防災は理事会主導で、管理組合が総力で対応することが重要。

声

管理組合理事ですが、個人情報保護法が住人の交流を妨げている。管理員・管理会社に何を聞いても答えられない例が多すぎた。

⇒ 管理会社を通さない、組合独自の名簿や資料作成が必要。

台東区の防災対策 行政からの支援

家具転倒防止器具取付 (助成は1世帯1回限りとなります。)

高齢者が暮らしている世帯を対象に、家具の転倒防止器具を3点まで無料で取り付けます。

対象者	区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 ①65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯 ②65歳以上の高齢者が在宅で生活している世帯で、世帯全員の住民税が非課税である世帯	
申請方法	介護保険被保険者証など、本人確認ができるものと印鑑(インク内蔵の浸透印は不可)をお持ちの上、高齢福祉課で申請(お住まいが賃貸住宅の場合は、上記に加え家主の承諾証が必要になります。)	
費用負担	自己負担なし ※器具取付後の取り外し、移設等は全額自己負担となります。	
問い合わせ	高齢福祉課 給付担当 ☎5246-1222	

防災用品のあっせん

家庭用防災用品を特別価格であっせんしています。家族構成や住居環境に合わせてお選びください。

対象者	区民・区内に勤務先のある方
あっせん品目	家具転倒防止器具、消火器、簡易トイレ、土のう 等
申込方法	下記問い合わせ先等で配布しているパンフレットを参考に、ハガキまたはFAXにて、直接、東京都葛飾福祉工場へ申し込み。※パンフレットは、区ホームページでも閲覧できます。 (東京都葛飾福祉工場) 電話番号:3608-3541/FAX:3608-5200
配送方法	宅配便にて、台東区内の自宅または勤務先に配送します。
問い合わせ	危機・災害対策課 ☎5246-1094

令和2年度 台東区 防災用品 あっせんのご案内

いつ起こるか分からない地震に対する備えは十分でしょうか。台東区では区民及び区内に勤務先のある方を対象に、家庭用防災用品を特別価格であっせんします。家族構成や住居環境に合わせてお選びください。

地震対策用品

家具転倒防止器具の穴あきボード

不動産1部固定式(1部) [7333]

※取付費用は別途必要です。取付費用は2,640円(税別)

品名	数量	単価	合計
7330 ML-35(25~35cm)	1	6,960円	6,960円
7331 ML-50(35~50cm)	1	6,960円	6,960円
7332 ML-60(50~60cm)	1	6,960円	6,960円
7333 ML-110(80~110cm)	1	7,360円	7,360円

※取付費用は別途必要です。取付費用は2,640円(税別)

集合住宅防災資器材購入補助

集合住宅の管理組合等が自主的に防災資器材を購入する際に、費用の一部を助成します。

補助金額	防災資器材購入費用の2分の1を補助(1,000円未満切り捨て)			
限度額	総戸数10戸以上50戸未満	10万円	総戸数50戸以上	20万円
対象	集合住宅管理組合等(総戸数10戸以上)			
補助の要件	①地元町会に加入している ②台東区マンション管理組合登録制度に登録済み ③新耐震基準を満たしている ④購入後、1年以内に防災訓練を実施 ⑤自主防災組織の規約や防災計画が整備されている			
対象となる資器材	発電機、災害時用トイレ、AED等 ※飲料水、食料品は対象外			
その他	資器材は補助が決定してから購入すること			
問い合わせ	危機・災害対策課 ☎5246-1092			

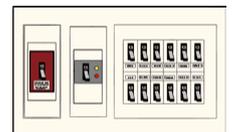


感震ブレーカーの配布・設置助成

感震ブレーカーとは、震度5強相当以上の揺れを感知した場合に、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止める器具で、地震による電気火災防止に効果的です。

台東区内の下記の地域を対象に無料配布および設置助成を行っています。

対象地域	根岸3・4・5丁目、谷中2・3・5丁目、東浅草2丁目、日本堤1・2丁目、橋場2丁目		
設置助成費用	助成対象者	助成対象製品	助成額
	対象地域内に 住宅を有し 、 設置を希望する方	分電盤タイプ コンセント型	設置費用の2/3 (上限5万円)
	対象地域内に 住宅を新築予定で 、 設置を希望する方	分電盤タイプ	1万円
申込方法	配布および設置助成を受けるには申し込みが必要です。 詳しくは下記にお問い合わせください。		
問い合わせ	危機・災害対策課 ☎5246-1092		



防災出前講座

マンション等からの要望に基づき、台東区防災普及指導員が防災に関する講座を実施しています。ぜひご利用ください。

内容	地震災害、家族との連絡方法、備蓄品、・非常持ち出し品について 等 ※起震車体験、スタンドパイプ・D級ポンプの取り扱い等の実技指導も可能です。
講座時間	1回あたり30分程度
会場	依頼者の希望する会場(台東区内を想定) 会場は、原則として依頼者側が用意してください。
講師	台東区防災普及指導員
申込方法	原則として、講座予定日の2か月前までに、下記問い合わせ先へ電話でお申し込みください。
問い合わせ	危機・災害対策課 ☎5246-1093



マンション耐震セミナー

マンション所有者を対象に、防災意識の向上のため、「発災した際にマンション管理組合全体でどう行動するか」を体験するワークショップや、耐震化を進めることのメリット、他マンションの事例紹介など、様々なテーマによるセミナーを開催します。
※令和3年度は、感染防止対策に万全を期すことが困難なため休止します。

対象	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲マンションの所有者または賃貸マンションの所有者
費用	無料
申込方法	住宅課窓口・電話・FAX・ホームページの入力フォームによる事前申込制です。 ※詳細及び申込開始日は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区ホームページでお知らせします。
問い合わせ	住宅課 ☎5246-9028

マンション耐震改修工事等助成制度

区内のマンションが、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を助成します。

対象	対象マンション (右記全てに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> 非木造の耐火または準耐火建築物で、住戸面積の合計が延べ面積の1/2を超える 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている など
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 分譲マンションの管理組合または管理組合法人(耐震アドバイザー派遣を除き、耐震改修工事等実施について、総会決議により承認を得ていること) 賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者
助成金額	耐震アドバイザー派遣 (同一マンションにつき5回まで)	1回の派遣につき、2万円を限度とする。
	耐震診断 補強設計 耐震改修工事	助成対象費用の1/2(助成対象費用及び助成金額は面積に応じて限度額あり)
問い合わせ	住宅課 ☎5246-9028	

マンション耐震改修利子補給制度

区内の旧耐震マンションの耐震改修を促進するため、耐震改修工事に要する費用の融資に関する利子の一部を補給します。融資の可否は、取扱金融機関が審査の上決定しますので、融資を受けられないことがあります。

対象	対象マンション (右記全てに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲または賃貸のマンション 非木造の準耐火建築物である分譲マンションまたは非木造の耐火または準耐火建築物である賃貸マンション 「マンション耐震改修工事等助成制度」の耐震改修工事助成を受けている 独立行政法人住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用する など
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 分譲マンション(準耐火建築物に限る)の管理組合または管理組合法人 賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者 <p>※耐火建築物である分譲マンションは、東京都で実施している「マンション改良工事助成」を利用できます。</p>
内容	最大利子補給率：1.0%、利子補給期間：7年、対象融資限度額：5千万円	
問い合わせ	住宅課 ☎5246-9028	

マンション改良工事助成(分譲マンションの修繕への利子補給)

※以下は、令和2年度の事業についての記載です。令和3年度の事業内容は、4、5月ごろに発表になります。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、受付方法が変更となる場合があります。

対象	都内に所在する耐火構造の分譲マンションの管理組合
条件	<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準のマンション(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたマンション)については、耐震診断または簡易な耐震診断を実施しているなど。 募集戸数に限りがあります。
受付期間	令和2年5月18日(月)～令和3年2月19日(金)※当日消印有効 ※先着順の受付で、募集戸数に達した時点で申し込みを締め切ります。
内容	マンション管理組合が公益財団法人マンション管理センターの債務保証を得て、独立行政法人住宅金融支援機構からマンション共用部分リフォーム融資を受ける際に、当該融資額を対象として東京都が利子補給します。
申込方法	下記へ郵送
問い合わせ	東京都住宅政策本部住宅企画部マンション課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 ☎5320-7532

わが家の防災チェックリスト

地震用

- | | |
|--|---|
| 1 家具転倒防止対策をしている。 <input type="checkbox"/> | 2 テレビなど家電の転倒・移動・落下防止対策をしている。 <input type="checkbox"/> |
| 3 窓ガラスやガラス戸などの飛散防止対策をしている。 <input type="checkbox"/> | 4 浴槽やポリタンクに水をためている。 <input type="checkbox"/> |
| 5 寝室にスリッパや靴などの履物を用意している。 <input type="checkbox"/> | 6 廊下にものを置かないなど避難経路を確保している。 <input type="checkbox"/> |
| 7 消火器を用意し、使用方法も知っている。 <input type="checkbox"/> | 8 ガスのマイコンメーターの復帰方法を知っている。 <input type="checkbox"/> |
| 9 地震時の避難行動(延焼火災の危険がなく、自宅での生活が困難でない場合は在宅避難)を知っている。 <input type="checkbox"/> | 10 わが家がどの町会に属しているか知っている。
※避難所は町会ごとに割り振られているため <input type="checkbox"/> |
| 11 わが家が避難する「避難所」を知っている。 <input type="checkbox"/> | 12 延焼火災等が発生した場合に避難する「避難場所」を知っている。 <input type="checkbox"/> |

水害用

- | | |
|---|---|
| 1 荒川氾濫の避難方法・避難先を決めている。 <input type="checkbox"/> | 2 内水氾濫・神田川氾濫・高潮・土砂災害の避難方法、避難先を決めている。 <input type="checkbox"/> |
| 3 マイ・タイムラインを作成している。 <input type="checkbox"/> | 4 避難時の心得を知っている。 <input type="checkbox"/> |
| 5 バルコニーの側溝をきれいに保っている。 <input type="checkbox"/> | 6 避難情報と防災気象情報の違いを知っている。 <input type="checkbox"/> |

地震・水害 共通

- | | |
|--|--|
| 1 食料や水を3日分(推奨7日分)備蓄している。 <input type="checkbox"/> | 2 簡易トイレを備蓄している。 <input type="checkbox"/> |
| 3 携帯電話の手動充電器や乾電池を用意している。 <input type="checkbox"/> | 4 おむつや粉ミルク、常備薬などわが家に必要なものを備蓄している。 <input type="checkbox"/> |
| 5 非常用持ち出し袋を用意している。 <input type="checkbox"/> | 6 災害時の連絡方法や避難について家族と話し合っている。 <input type="checkbox"/> |
| 7 災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版等、情報連絡手段の使い方を知っている。 <input type="checkbox"/> | 8 スマホの災害用アプリをダウンロードし、使い方を知っている。 <input type="checkbox"/> |
| 9 マンションや地域の防災訓練に参加している。 <input type="checkbox"/> | |

下記QRコードから、マンション防災に関する情報をご覧くださいので、ぜひご活用ください。

- 本冊子のPDFデータ
- 編集可能な防災計画のひな型や各種帳票類
- 台東区のマンション施策
- マンション防災に関する各種情報 等



▲
台東区ホームページ
「マンションに関する防災対策」

集合住宅防災ハンドブック 令和2年度版

令和3年3月発行

令和2年度登録第63号

発行者 台東区総務部 危機・災害対策課

台東区東上野4丁目5番6号

電話 03-5246-1093

F A X 03-5246-1099